



第2次東大阪市歯科口腔保健計画

歯っぴいトライ(第2次)

計画期間:令和6(2024)年度～令和17(2035)年度



東大阪市マスコットキャラクター

トライくん

令和6年3月
東大阪市

HIGASHI-OSAKA

はじめに



歯と口の健康を保つことは、食べる喜びや話す楽しみなど、生涯を通じて健康で豊かな生活を送る上で、基礎的かつ重要な役割を果たしています。また、歯と口の健康は、全身の健康と関係していることが指摘されており、歯と口の健康づくりの取組みを推進することが一層求められています。

本市では、「第2次東大阪市健康増進計画 健康トライ21（第2次）」における健康分野の一つとしての取組みに加え、「東大阪市歯科口腔保健計画 歯っぴいトライ」を平成26年に策定し、歯科口腔保健の推進に取り組んでまいりました。

この度、歯っぴいトライ策定から10年が経過することから、これまでの取組みや目標の達成状況を評価し、明らかとなった課題を踏まえ、令和6年度から令和17年度までを計画期間とする「第2次東大阪市歯科口腔保健計画 歯っぴいトライ（第2次）」を策定しました。

本計画では、「市民がともに支え合い、健康で心豊かに生活できる持続可能な社会の実現～ONE TEAMで取り組む 東大阪の健康づくり～」を基本理念とし、「歯科口腔保健の推進による健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を基本目標として、これを実現するための3つの基本方針を示しました。

乳幼児から高齢者まで、また、障害のある方や介護を必要とする方など、定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な方を含め、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上を図るとともに、歯と口の健康づくりに必要な社会環境の整備を図ることで、東大阪市を構成する様々な主体が一体となって歯と口の健康づくりを推進していけるよう、取り組んでまいります。

歯科口腔保健の推進には、市民の皆様や、関係団体、関係機関等との連携・協働による取組みが重要と考えております。皆様におかれましては、これからもより一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、「東大阪市健康づくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、これまでの計画の推進にご尽力賜りました関係団体の皆様、アンケート等にご協力いただきました市民の皆様や関係機関の皆様には、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

東大阪市長 野田 義和

目次

第1章 歯っぴいトライ(第2次)策定にあたって	1
1. 策定の経緯	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 歯っぴいトライの最終評価及び歯っぴいトライ(第2次)に向けた課題	3
1. 最終評価の目的	3
2. 最終評価の方法	3
3. 最終評価の概要	3
4. 各分野の最終評価	7
5. 歯っぴいトライ(第2次)に向けた課題と今後の方向性	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	24
3. 基本方針	24
1) 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上	24
2) 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	25
3) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	25
第4章 具体的な取組みと目標	28
1. 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上	28
1) 乳幼児期	28
2) 少年期	34
3) 青年期・壮年期	37
4) 中年期・高齢期	42
2. 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	50
3. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	54
第5章 その他歯科口腔保健の推進に関する事項	58
1. 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項	58
2. 休日等の歯科診療に関する事項	59
第6章 計画の推進体制	60

資料編	61
資料 1. 執行機関の附属機関に関する条例	61
資料 2. 東大阪市民健康づくり推進協議会規則	62
資料 3. 東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿	63
資料 4. 東大阪市民健康増進計画「健康トライ 21（第 2 次）」東大阪市歯科口腔保健計画 「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のための調査（健康トライ 21 市民アンケート）...	64
資料 5. 東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のための アンケート調査（障害者が利用する施設へのアンケート調査）	68
資料 6. 東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のための アンケート調査（要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査）	71
資料 7. 東大阪市成人歯科健診個人票・3 歳 6 か月児健康診査票	74
資料 8. 第 2 次東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ（第 2 次）」目標値一覧（再掲）	75
用語の説明	76

第1章 歯っぴいトライ(第2次)策定にあたって

1. 策定の経緯

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることなどを背景に、国において、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定されました。

東大阪市では、平成25年3月に策定した「第2次東大阪市健康増進計画 健康トライ21(第2次)」において、健康分野の一つとして歯・口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健の向上に取り組むための具体的な行動計画・指標として「東大阪市歯科口腔保健計画 歯っぴいトライ」(以下、「歯っぴいトライ」とする。)を平成26年3月に策定しました。

また、平成31年3月には中間評価を行い、歯っぴいトライ策定から5年間の歯科口腔保健に関する取組みの成果や目標の達成度について評価し、その結果を踏まえ、各ライフステージの取組みを引き続き推進してきました。

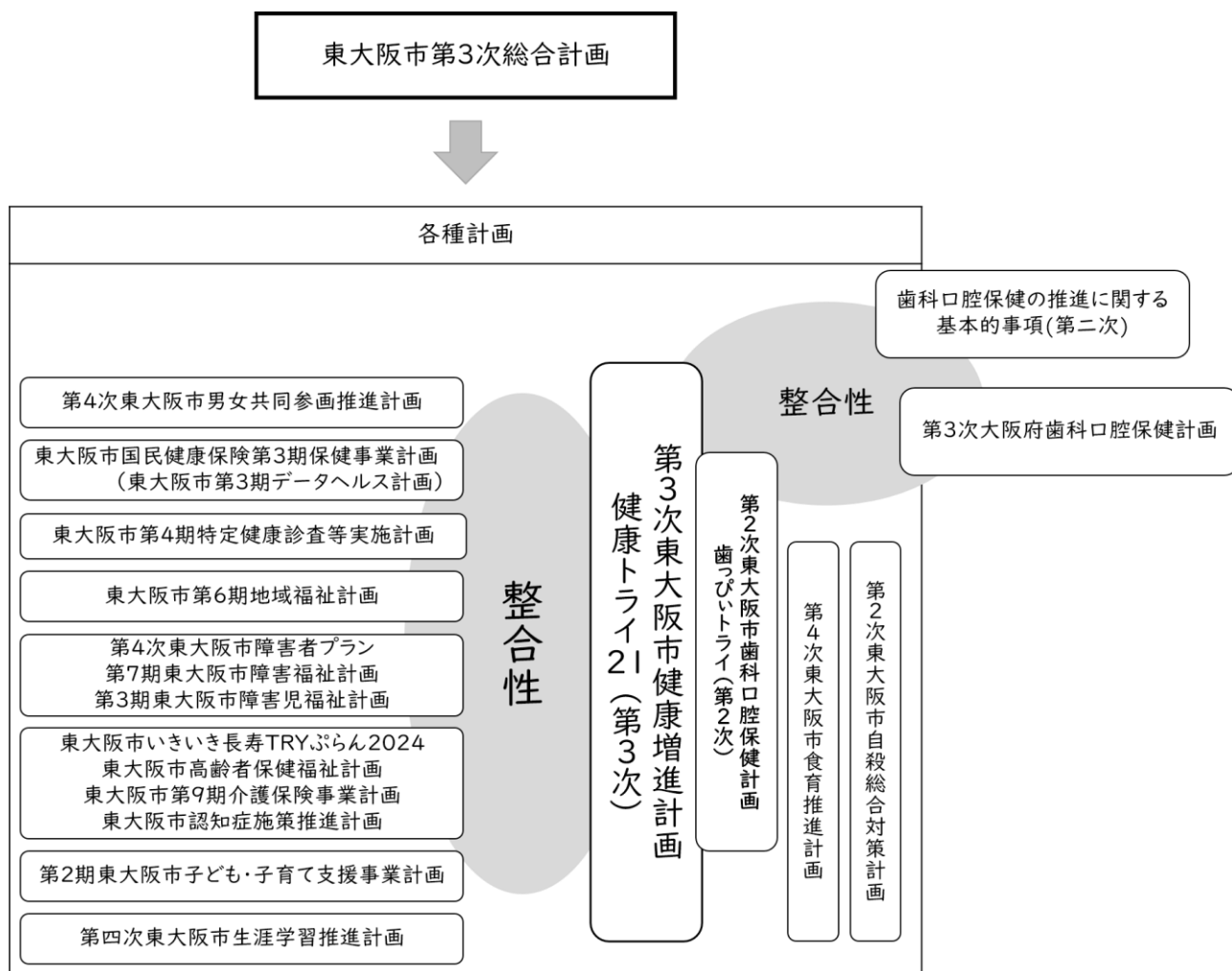
今年度は、歯っぴいトライ策定から10年が経過することから、最終評価を行い、策定時に設定した目標についてその達成状況の評価し、本市の歯科口腔保健の状況及び課題を明らかにするとともに、国が新たに示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」の内容も踏まえ、「第2次東大阪市歯科口腔保健計画 歯っぴいトライ(第2次)」(以下、「歯っぴいトライ(第2次)」とする。)を策定し、さらなる歯科口腔保健の推進を図ることとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものです。

また、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」及び大阪府の「第3次大阪府歯科口腔保健計画」の内容を踏まえながら、市民の健康づくりを推進する「第3次東大阪市健康増進計画 健康トライ21（第3次）」（以下、「健康トライ21（第3次）」とする。）などの、関連が深い庁内関連計画との整合性を図っています。

■東大阪市における第2次東大阪市歯科口腔保健計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画期間は、健康トライ21（第3次）などの関連する他の計画の計画期間などを踏まえ、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。また、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年度）を目途に最終評価を行うこととし、取組みの成果及び目標の達成状況について適切な評価を行います。なお、計画開始後であっても、必要に応じて、目標などの見直しを行います。

第2章 歯っぴいトライの最終評価及び歯っぴいトライ(第2次)に向けた課題

1. 最終評価の目的

歯っぴいトライの最終評価は、令和6年度から実施予定の本計画の策定に反映させるため、令和5年度に評価作業を行いました。歯っぴいトライでは、「歯・口からつくるからだところの健康」を上位目標とし、【妊娠～乳幼児期】【学童期・思春期】【成人期】【高齢期】【障害のある人】の5つのライフステージごとに目標を設定しています。これらの全ての目標の達成状況と取組みの評価を行いました。

2. 最終評価の方法

直近値は、令和5年10月時点で把握できる数値とし、経年的な変化を参考にしながら、計画策定時のベースライン値及び直近値と目標値を比較し、A(目標に達した)、B(目標に達していないが、改善傾向にある)、C(変わらない)、D(悪化している)、E(評価困難)の5段階で評価を行いました。

3. 最終評価の概要

全目標項目(27項目)の達成状況は、以下の通り、A評価(目標に達した)は5項目(18.5%)、B評価(目標に達していないが、改善傾向にある)は10項目(37.0%)、C評価(変わらない)は2項目(7.4%)、D評価(悪化している)は7項目(25.9%)、E評価(評価困難)は3項目(11.1%)でした。

	策定時のベースライン値と直近の実績値を比較	項目数	割合(%)
A	目標に達した	5	18.5
B	目標に達していないが、改善傾向にある	10	37.0
C	変わらない	2	7.4
D	悪化している	7	25.9
E	評価困難 ※事業の廃止や、設定した指標・把握方法が異なる等のため	3	11.1
合計		27	100.0

※ 数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の割合の合計は必ずしも100%とはならない場合があります。

評価区分別の主な評価項目は以下の通りです。

区分	評価項目
A	・3歳児でむし歯がない者の増加 ・毎日仕上げ磨きをする家庭の増加 ・12歳児でのむし歯のない者の増加 ・60歳で24歯以上の自分の歯を有する市民の増加 ・過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合の増加(20歳以上)
B	・毎日家族のだれかと一緒に食事をする市民の割合の増加(中学生) ・朝食を欠食する市民の割合の減少(中学生) ・野菜を1日1回またはほとんど食べない市民の割合の減少(中学生) ・40歳で未処置歯を有する市民の減少 ・60歳で未処置歯を有する市民の減少 ・60歳代における「食べ物がよく噛めない」と感じている市民の減少 ・定期的に歯科健診を受けている高齢者の増加(一般高齢者) ・定期的に歯科健診を受けている高齢者の増加(要介護高齢者) ・障害のある市民の定期的な歯科受診(治療・健康診査)の増加 ・口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける障害福祉サービス事業所の増加
C	・歯科衛生管理指導の充実(実施回数及び対象学年) ・よく噛んで味わって食べる市民の増加
D	・朝食を欠食する市民の割合の減少(幼稚園児) ・朝食を欠食する市民の割合の減少(小学生) ・毎日家族のだれかと一緒に食事をする市民の割合の増加(小学生) ・野菜を1日1回またはほとんど食べない市民の割合の減少(小学生) ・40歳で喪失歯のない市民の増加 ・40歳代における進行した歯周炎を有する市民の減少 ・60歳代における進行した歯周炎を有する市民の減少
E	・80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の増加 ・口腔機能維持のための教室参加延べ人数 ・介護予防二次予防事業(口腔機能向上プログラム)参加延べ人数

各ライフステージの目標項目の評価は、次の通りです。

項 目		ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価	データソース
1.妊娠～乳幼児期（目標：親子で取り組む歯・口の健康づくり習慣）							
1	3歳児でむし歯がない者の増加	79.5% (平成 23 年度)	82.0% (平成 29 年度)	88.2% (令和 4 年度)	85.0% (令和 3 年度)	A	3歳6か月児 歯科健康診査
2	毎日仕上げ磨きをする家庭の増加	84.8% (平成 24 年度)	90.6% (平成 29 年度)	95.3% (令和 4 年度)	90.0% (令和 4 年度)	A	3歳6か月児 歯科健康診査
3	朝食を欠食する市民の割合の減少	幼稚園児 1.0% (平成 23 年度)	幼稚園児 1.8% (平成 28 年度)	幼稚園児 2.0% (令和 3 年度)	幼稚園児 1.5%以下 (令和 3 年度)	D	東大阪市食育 推進計画
2. 学童期・思春期 (目標：歯・口の健康づくりを通して健康的な生活習慣を身につけ、自分の健康を守る力をつけよう)							
4	12歳児での むし歯のない者の増加	63.8% (平成 24 年度)	72.8% (平成 29 年度)	71.6% (令和 4 年度)	70.0% (令和 3 年度)	A	大阪府学校歯 科医会統計
5	歯科衛生管理指導の充実 (実施回数及び対象学年)	2 回 幼児、小学 2 学年 中学 2 学年、高校 1 学年 (平成 21 年度)	2 回 幼児、小学 2 学年 中学・高校 1 学年 (平成 29 年度)	2 回 幼稚園(年少・年長) こども園(3～5 歳児) 小学校 2 学年、中学校 1 学年 (義務教育学校を含む) (令和 4 年度)	4 回 幼児、小学 2 学年 中学・高校 1 学年 (令和 2 年度)	C	東大阪市教育 振興基本計画
6	毎日家族のだれかと一緒に 食事をする市民の割合の増加	小学生 95.1% 中学生 82.5% (平成 23 年度)	小学生 93.2% 中学生 87.7% (平成 28 年度)	小学生 88.2% 中学生 85.8% (令和 3 年度)	小学生 96.0%以上 中学生 90.0%以上 (令和 3 年度)	D	東大阪市食育 推進計画
7						B	
8	朝食を欠食する市民の割合の減少	小学生 4.1% 中学生 10.4% (平成 23 年度)	小学生 6.2% 中学生 7.6% (平成 28 年度)	小学生 9.2% 中学生 8.5% (令和 3 年度)	小学生 4.0%以下 中学生 6.0%以下 (令和 3 年度)	D	東大阪市食育 推進計画
9						B	
10	野菜を1日1回またはほとんど 食べない市民の割合の減少	小学生 10.4% 中学生 19.5% (平成 23 年度)	小学生 15.2% 中学生 15.0% (平成 28 年度)	小学生 17.0% 中学生 11.4% (令和 3 年度)	小学生 10.0%以下 中学生 10.0%以下 (令和 3 年度)	D	東大阪市食育 推進計画
11						B	
3. 成人期（目標：心がけよう歯と口のチェック、自分で防ごう歯周病・生活習慣病）							
12	40歳で未処置歯を有する市民の 減少	52.4% (平成 24 年度)	40.5% (平成 29 年度)	35.7% (令和 4 年度)	30.0% (令和 4 年度)	B	東大阪市成人 歯科健康診査
13	40歳で喪失歯のない市民の増加	79.7% (平成 24 年度)	76.1% (平成 29 年度)	72.9% (令和 4 年度)	86.0% (令和 3 年度)	D	東大阪市成人 歯科健康診査
14	40歳代における進行した歯周炎を 有する市民の減少	44.1% (平成 24 年度)	56.6% (平成 29 年度)	64.7% (令和 4 年度)	40.0% (令和 3 年度)	D	東大阪市成人 歯科健康診査
15	60歳で未処置歯を有する市民の 減少	36.2% (平成 24 年度)	23.8% (平成 29 年度)	22.2% (令和 4 年度)	10.0% (令和 4 年度)	B	東大阪市成人 歯科健康診査
16	60歳で24歯以上の自分の歯を 有する市民の増加	67.1% (平成 24 年度)	70.3% (平成 29 年度)	73.2% (令和 4 年度)	70.0% (令和 3 年度)	A	東大阪市成人 歯科健康診査
17	よく噛んで味わって食べる市民の 増加	43.0% (平成 23 年度)	46.2% ①60 歳未満 43.7% ②60 歳以上 54.7% (平成 28 年度)	43.9% ①60 歳未満 43.7% ②60 歳以上 44.3% (令和3年度※R1)	50.0% ① 60 歳未満 55.0% ② 60 歳以上 60.0% (令和 3 年度)	C	東大阪市食育 推進計画
18	過去1年間に歯科健康診査や 専門家による口腔ケアを受けた 市民の割合の増加(20歳以上)	59.9% (平成 24 年度)	61.9% (平成 29 年度)	66.4% (令和 5 年度)	65.0% (令和 4 年度)	A	東大阪市健康 増進計画

項 目		ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価	データソース
4. 高齢期（目標：おいしく食べて楽しく会話、健康でいきいきした生活をおくろう）							
19	60歳代における進行した歯周炎を有する市民の減少	65.2% (平成 23 年度)	65.9% (平成 29 年度)	75.1% (令和 4 年度)	55.0% (令和 3 年度)	D	東大阪市成人 歯科健康診査
20	60歳代における「食べ物がよく 噛めない」と感じている市民の減少	9.6% (平成 23 年度)	7.2% (平成 29 年度)	5.4% (令和 4 年度)	4.0% (令和 3 年度)	B	東大阪市成人 歯科健康診査
21	80歳で20歯以上の自分の歯を 有する市民の増加	39.4% (平成 24 年度)	52.4% (平成 29 年度)	制度変更のため データ収集不可	50.0% (令和 3 年度)	E	東大阪市成人 歯科健康診査
22 23	定期的に歯科健診を受けている 高齢者の増加	一般高齢者 42.5% 要介護高齢者 29.4% (平成 23 年度)	未調査	一般高齢者 55.0% 要介護高齢者 45.8% (令和 5 年度)	一般高齢者 65.0% 要介護高齢者 50.0% (令和 2 年度)	B B	東大阪市高齢 者保健福祉に 関するアンケート調査
24	口腔機能維持のための 教室参加延べ人数	1,985 人 (平成 24 年度)	廃止	廃止	廃止	E	東大阪市食育 推進計画
25	介護予防二次予防事業(口腔機能 向上プログラム)参加延べ人数	延べ 273 人 (24 回) (平成 24 年度)	延べ 362 人 (35 回) (平成 29 年度)	当該事業終了の ため データ収集不可	増加へ (令和 4 年度)	E	口腔機能向上 プログラム参加 者数
5. 障害のある人（目標：食べる幸せを持ち続け、周囲が支える歯・口の健康）							
26	障害のある市民の定期的な歯科 受診（治療・健康診査）の増加	49.0% (平成 25 年度)	未調査	57.0% (令和 5 年度)	65.0% (令和 2 年度)	B	東大阪市障害 者計画策定に 関する調査
27	口腔機能や口腔ケアのための研修 を受ける障害福祉サービス事業所 の増加	20.8% (平成 25 年度)	32.5% (平成 30 年度)	24.5% (令和 5 年度)	50.0% (令和 4 年度)	B	事業所アンケ ート

4. 各分野の最終評価

1) 妊娠～乳幼児期

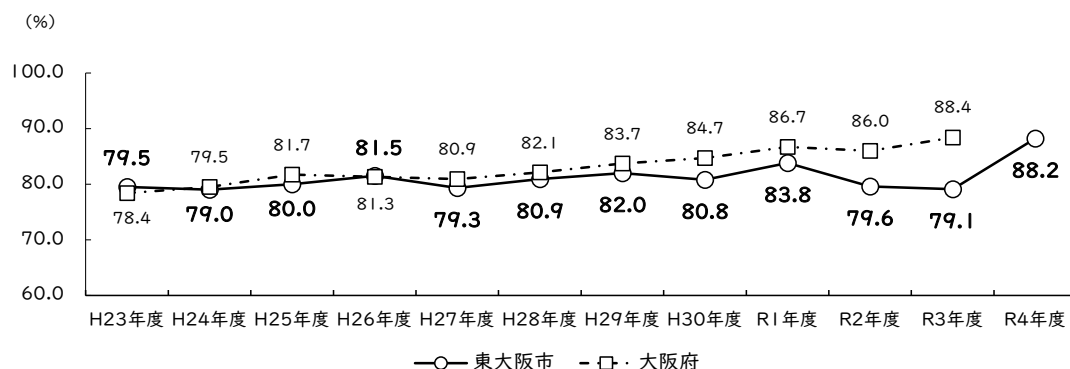
<目標>親子で取り組む歯・口の健康づくり習慣

項目	ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価
1 3歳児でむし歯がない者の増加	79.5% (平成 23 年度)	82.0% (平成 29 年度)	88.2% (令和 4 年度)	85.0% (令和 3 年度)	A
2 毎日仕上げ磨きをする家庭の増加	84.8% (平成 24 年度)	90.6% (平成 29 年度)	95.3% (令和 4 年度)	90.0% (令和 4 年度)	A
3 朝食を欠食する市民の割合の減少	幼稚園児 1.0% (平成 23 年度)	幼稚園児 1.8% (平成 28 年度)	幼稚園児 2.0% (令和 3 年度)	幼稚園児 1.5%以下 (令和 3 年度)	D

①現状

○3歳児でむし歯がない者の割合は、図1の通り、平成23年度には 79.5%でしたが、平成29年度は 82.0%、令和4年度は 88.2%と増加しており、目標値の 85.0%を達成しました。大阪府と比較すると、おおむね、例年下回る数値で推移しています。

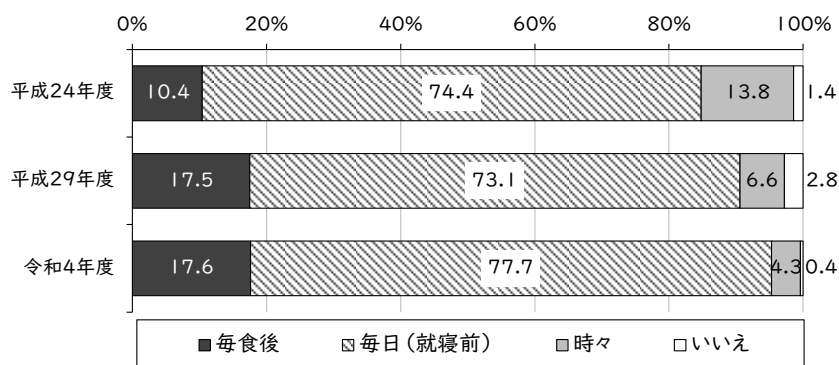
・図1:むし歯のない者の割合(3歳児)



資料:3歳6か月児歯科健康診査
※令和4年度大阪府の数値は未公表

○毎日仕上げ磨きをする家庭の割合は、図2の通り、平成24年度には 84.8%でしたが、平成29年度は 90.6%、令和4年度は 95.3%と、目標値の 90.0%を達成しました。

・図2:仕上げ磨きの頻度



資料:3歳6か月児歯科健康診査
※「毎日、仕上げ磨きをする」は「毎食後」「毎日(就寝前)」の合算

○朝食を欠食する市民の割合（幼稚園児）は増加し、悪化しています。

②取組み

取組み名	これまでの取組み	担当課
妊婦歯科健康診査	・妊婦に対し、歯科医師による歯科健康診査及び適切な歯科保健指導の機会を無料で提供しました。東大阪市東・西歯科医師会に委託し、市内委託医療機関で個別に実施しました。 ・母子健康手帳交付時及び妊娠8か月頃の「もうすぐママ電話」において、妊婦歯科健康診査の受診勧奨を実施しました。 ・令和5年度より、母子健康手帳別冊における妊婦歯科健康診査受診券の綴り順を変更し、妊婦及び医療機関が気づきやすいよう工夫しました。 ・市政だよりや市ホームページにおいて、周知・啓発を行いました。	母子保健課
1歳6か月児、3歳6か月児歯科健康診査	・1歳6か月児、3歳6か月児及び保護者に対し、歯科医師による歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、仕上げ磨きの方法や適切な食生活などの正しい知識を普及啓発しました。	母子保健課 保健センター
2歳児歯科健康相談	・希望者（2歳児及び保護者）に対し、歯科医師による口腔内の診査と歯科相談を実施しました。仕上げ磨きの方法や適切な食生活などの歯と口の健康管理に関する正しい知識を普及啓発しました。	母子保健課 保健センター
保育所における歯科健康診査	・保育所において、歯科医師による歯科健康診査及び歯科保健指導を年に2回実施しました。	保育課
保育所におけるむし歯予防教室	・保育所において、6月の「歯と口の健康週間」に、保健師や医師による歯磨きの啓発を実施しました。	保育課
幼稚園・こども園における歯科健康診断	・幼稚園・こども園において、歯科医師による歯科健康診断を年に1回実施しました。	教職員課
幼稚園・こども園における歯科衛生管理指導等	・幼稚園・こども園の2学年を対象として、歯科衛生管理指導（歯科保健の講話、歯磨き指導等）を実施しました。 ・幼稚園・こども園の全園児の保護者を対象として、歯と口の健康啓発パンフレット（保護者向け）を配布しました。	教職員課
親と子のよい歯のコンクール	・「親と子のよい歯のコンクール」を開催し、むし歯のない親子の表彰を行い、歯磨き習慣の重要性などについて普及啓発しました。	母子保健課
健康教育等	・6月の「歯と口の健康週間」において、幼児歯科健診などの機会を活用し、歯磨き習慣の重要性などについて普及啓発しました。 ・市政だよりや市ホームページにおいて、歯科健康診査やむし歯予防などについて周知、普及啓発を実施しました。 ・乳幼児健康診査や母子健康手帳の交付時に、喫煙者に禁煙支援を実施しました。 ・4か月児健康診査にて、栄養指導にあわせ、健康教育を実施しました。 ・歯っぴい歯みがき教室や赤ちゃん広場での啓発活動を実施しました。 ・乳児の保護者に対し、離乳食講習会を実施しました。	母子保健課 保健センター 保育課 子育て支援センター

③課題

○3歳児でむし歯がない者の割合は増加し、改善傾向にありますが、年度によりばらつきがあることから、更なる取組みを進める必要があります。フッ化物は、むし歯予防に効果があるため、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用や歯科医療機関でのフッ化物歯面塗布の重要性などについて、保護者への普及啓発が必要です。

○毎日仕上げ磨きをする家庭は増加し、改善していますが、引き続き良好な状況を維持していくことが必要です。乳幼児期は保護者による仕上げ磨きが重要であることや、正しい仕上げ磨きの方法などについて情報提供し、歯と口の健康に対する意識をさらに高める必要があります。

○乳幼児の食生活は、保護者の食生活の影響を大きく受けることから、保護者に対し、望ましい食習慣に関する知識を普及啓発し、食への理解や関心が深まるよう働きかける必要があります。また、幼稚園等の生活や遊びの中で、食に関する体験を経験するなど、食育を推進することが必要です。

2) 学童期・思春期

<目標>歯・口の健康づくりを通して健康的な生活習慣を身につけ、自分の健康を守る力をつけよう

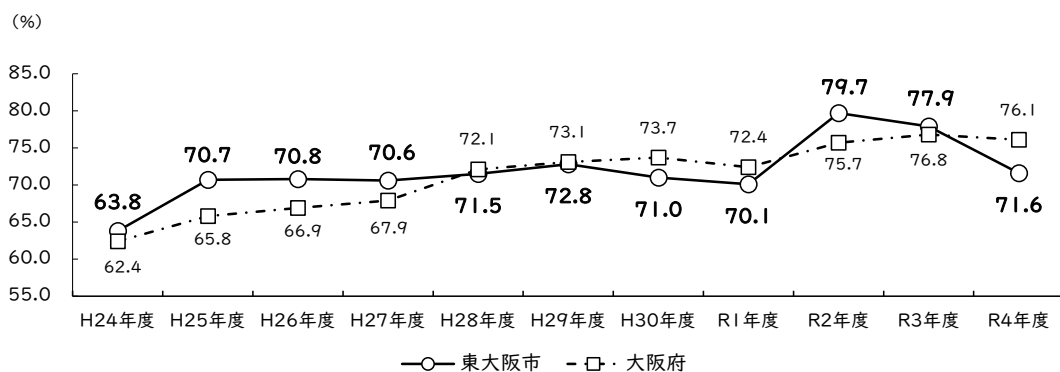
項 目		ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価
4	12歳児での むし歯のない者の増加	63.8% (平成 24 年度)	72.8% (平成 29 年度)	71.6% (令和 4 年度)	70.0% (令和 3 年度)	A
5	歯科衛生管理指導の充実 (実施回数及び対象学年)	2 回 幼児、小学 2 学年 中学 2 学年、高校 1 学年 (平成 21 年度)	2 回 幼児、小学 2 学年 中学・高校 1 学年 (平成 29 年度)	2 回 幼稚園(年少・年長) こども園(3~5 歳児) 小学校 2 学年、中学校 1 学年 (義務教育学校を含む) (令和 4 年度)	4 回 幼児、小学 2 学年 中学・高校 1 学年 (令和 2 年度)	C
6	毎日家族のだれかと一緒に 食事をする市民の割合の増加	小学生 95.1% 中学生 82.5% (平成 23 年度)	小学生 93.2% 中学生 87.7% (平成 28 年度)	小学生 88.2% 中学生 85.8% (令和 3 年度)	小学生 96.0%以上 中学生 90.0%以上 (令和 3 年度)	D
7						B
8	朝食を欠食する市民の割合の減少	小学生 4.1% 中学生 10.4% (平成 23 年度)	小学生 6.2% 中学生 7.6% (平成 28 年度)	小学生 9.2% 中学生 8.5% (令和 3 年度)	小学生 4.0%以下 中学生 6.0%以下 (令和 3 年度)	D
9						B
10	野菜を 1 日 1 回またはほとんど 食べない市民の割合の減少	小学生 10.4% 中学生 19.5% (平成 23 年度)	小学生 15.2% 中学生 15.0% (平成 28 年度)	小学生 17.0% 中学生 11.4% (令和 3 年度)	小学生 10.0%以下 中学生 10.0%以下 (令和 3 年度)	D
11						B

※「歯科衛生管理指導の充実(実施回数及び対象学年)」は、平成 28 年度に東大阪市教育振興基本計画から東大阪市教育施策アクションプランに改正され、計画から記載は削除されたものの、東学校歯科医会・西学校園歯科医会で継続的に行われており、事業のさらなる充実が図られています。

①現状

○12歳児(中学1年生)におけるむし歯のない者の割合は、図3の通り、平成24年度は 63.8%でしたが、平成 29年度は 72.8%、令和4年度は 71.6%と増加しており、目標値の 70.0%を達成しました。

・図3:むし歯のない者の割合(12歳児:中学1年生)



資料:大阪府学校歯科医会統計

○歯科衛生管理指導は、平成21年度、平成29年度、令和4年度とも同様に継続して実施されています。

○毎日家族のだれかと一緒に食事をする市民の割合(小学生・中学生)、朝食を欠食する市民の割合(小学生・中学生)、野菜を1日1回またはほとんど食べない市民の割合(小学生・中学生)のすべての項目において、小学生は悪化し、中学生は改善しています。

②取組み

取組み名	これまでの取組み	担当課
小学校・中学校（義務教育学校を含む）、高等学校における学校歯科健康診断	・小学校・中学校・高等学校において、歯科医師による学校歯科健康診断を年に1回実施しました。 ・要治療者への受診勧奨及び受診率向上のための対策を実施しました。	教職員課
小学校・中学校（義務教育学校を含む）、高等学校における歯科衛生管理指導等	・小学校の2学年、中学校・高等学校の1学年を対象として、歯科衛生管理指導（歯科保健の講話、歯磨き指導など）を実施しました。 ・小学校の新1年生を対象として、歯と口の健康啓発パンフレット（保護者向け）を配布しました。 ・中学校の2学年、高等学校の全学年を対象として、歯科衛生管理指導教材を配布しました。 ・歯と口の健康と全身との関連（歯と口への喫煙の害）について、解説しました。 ・歯と口の健康に関する教育を通じて、子どもが健康づくりに関心を持ち、行動につながるよう支援しました。	教職員課
健康教育等	・「保健だより」などを通して、歯科口腔保健情報を児童・生徒や家庭に向け発信しました。 ・要請のあった小学校・中学校において、防煙教育を実施しました。 ・市内小学校が、大阪府からの「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」の発表校の推薦を受け、発表しました。 ・市内高等学校の文化祭において、東大阪市西歯科医師会と協働し、歯科健診や歯磨き指導、歯と口に関する情報提供・クイズラリー等を実施しました。 ・市内大学のイベントにおいて、喫煙の害や食生活などの生活習慣が歯に及ぼす影響について講話、啓発しました。	教職員課 健康づくり課

③課題

○12歳児（中学1年生）におけるむし歯のない者の割合は増加し、改善傾向にありますが、引き続き、良好な状況を維持していく必要があります。学童期・思春期は、自らの保健行動を身につける大切な時期であるため、歯科衛生管理指導等の機会等を活用し、正しい歯磨きの仕方やフッ化物配合歯磨剤の使用などについて普及啓発を続けることが必要です。

○保護者及び子どもに対する、望ましい食習慣に関する知識の普及啓発と食習慣の獲得のための支援が必要です。例えば、保護者に対しては、食育月間推進事業等の機会に、家庭で簡単にできる朝食メニューや子どもが好む野菜メニューを紹介したり、家族の共食の大切さを伝えていくことが求められます。また、子どもに対しては、学校における食育を推進し、食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を実践できるよう働きかけることが必要です。

3) 成人期(20歳~64歳)

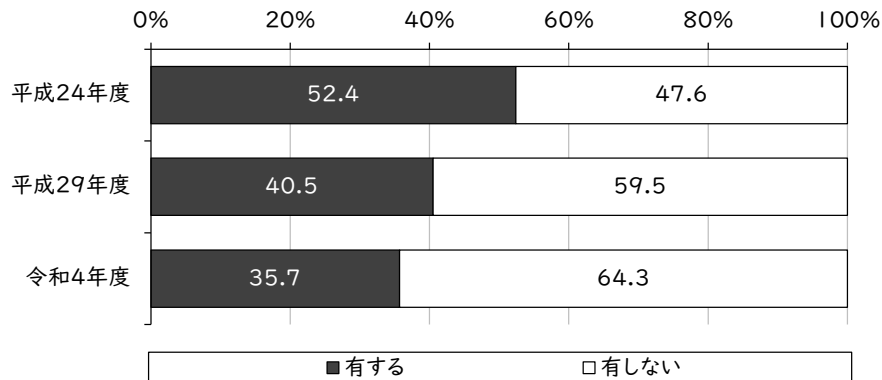
<目標>心がけよう歯と口のチェック、自分で防ごう歯周病・生活習慣病

	項 目	ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価
12	40歳で未処置歯を有する市民の減少	52.4% (平成 24 年度)	40.5% (平成 29 年度)	35.7% (令和 4 年度)	30.0% (令和 4 年度)	B
13	40歳で喪失歯のない市民の増加	79.7% (平成 24 年度)	76.1% (平成 29 年度)	72.9% (令和 4 年度)	86.0% (令和 3 年度)	D
14	40歳代における進行した歯周炎を有する市民の減少	44.1% (平成 24 年度)	56.6% (平成 29 年度)	64.7% (令和 4 年度)	40.0% (令和 3 年度)	D
15	60歳で未処置歯を有する市民の減少	36.2% (平成 24 年度)	23.8% (平成 29 年度)	22.2% (令和 4 年度)	10.0% (令和 4 年度)	B
16	60歳で24歯以上の自分の歯を有する市民の増加	67.1% (平成 24 年度)	70.3% (平成 29 年度)	73.2% (令和 4 年度)	70.0% (令和 3 年度)	A
17	よく噛んで味わって食べる市民の増加	43.0% (平成 23 年度)	46.2% ①60歳未満 43.7% ②60歳以上 54.7% (平成 28 年度)	43.9% ①60歳未満 43.7% ②60歳以上 44.3% (令和3年度※R1)	50.0% ① 60歳未満 55.0% ② 60歳以上 60.0% (令和 3 年度)	C
18	過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合の増加(20歳以上)	59.9% (平成 24 年度)	61.9% (平成 29 年度)	66.4% (令和 5 年度)	65.0% (令和 4 年度)	A

① 現状

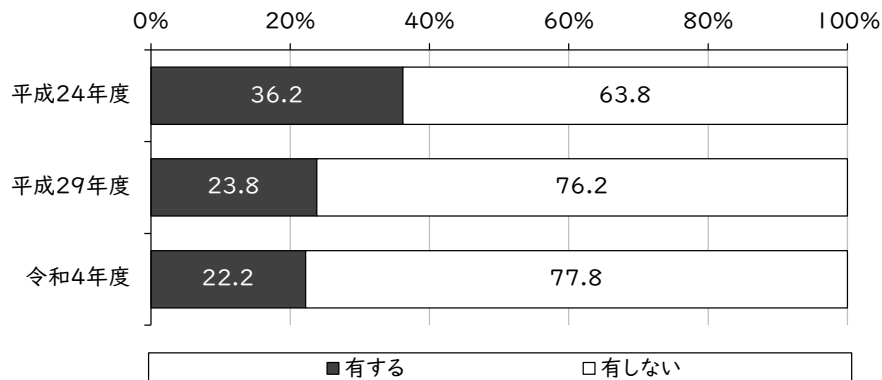
○40歳及び60歳で未処置歯を有する市民の割合は、図4や図5の通り減少しており、改善傾向にあります。

・図4:40歳で未処置歯を有する市民の割合



資料: 東大阪市成人歯科健康診査

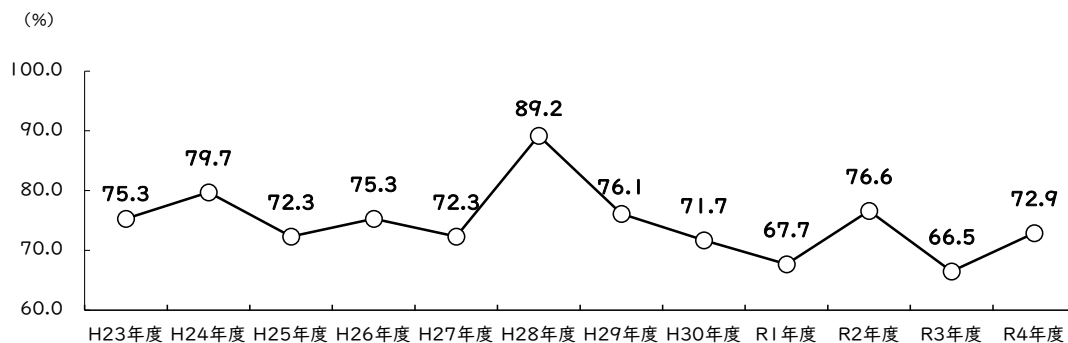
・図5:60歳で未処置歯を有する市民の割合



資料: 東大阪市成人歯科健康診査

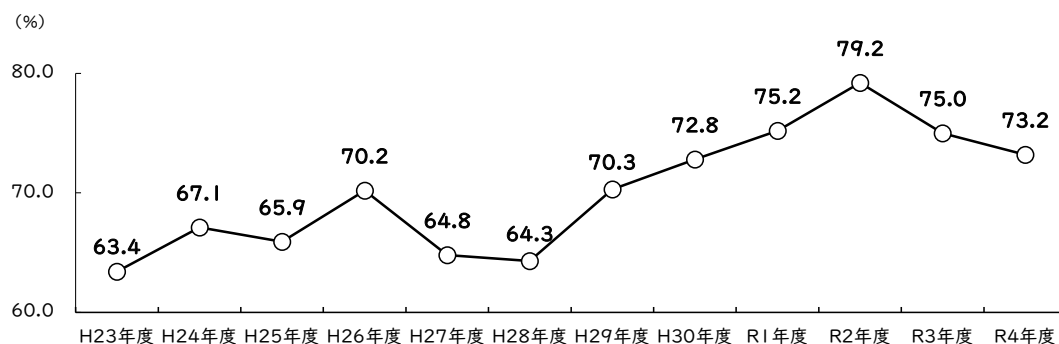
○40歳で喪失歯のない市民の割合は、図6の通り減少しており、悪化していますが、60歳で24歯以上の自分の歯を有する市民の割合は、図7の通り増加しており、目標を達成しました。

・図6:40歳で喪失歯のない市民の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

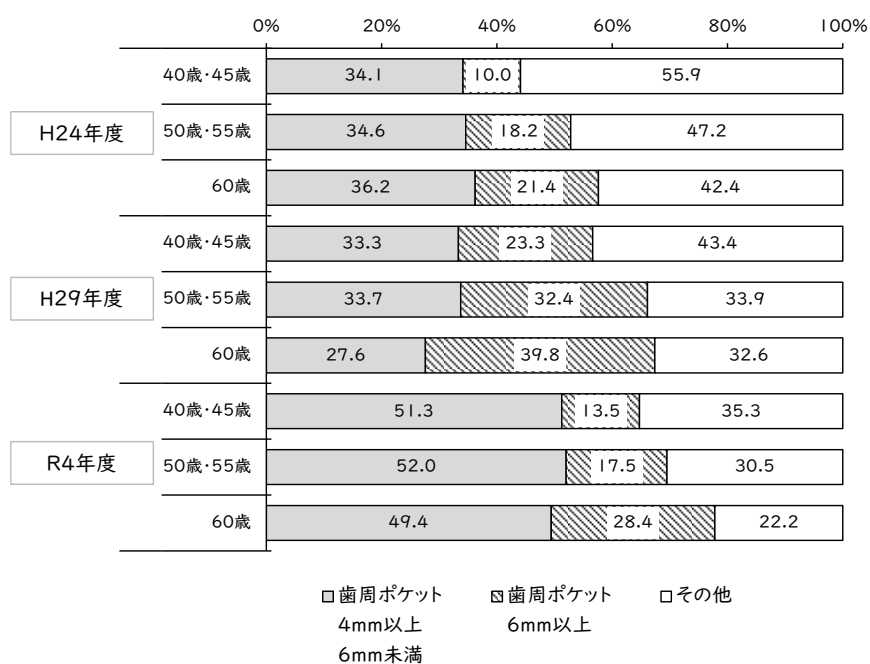
・図7:60歳で24歯以上の自分の歯を有する市民の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

○40歳代における進行した歯周炎を有する市民の割合は、図8の通り、平成24年度は 44.1%でしたが、平成29年度は 56.6%、令和4年度は 64.7%と増加しており、悪化しています。

・図8:40~60歳の進行した歯周病の状況

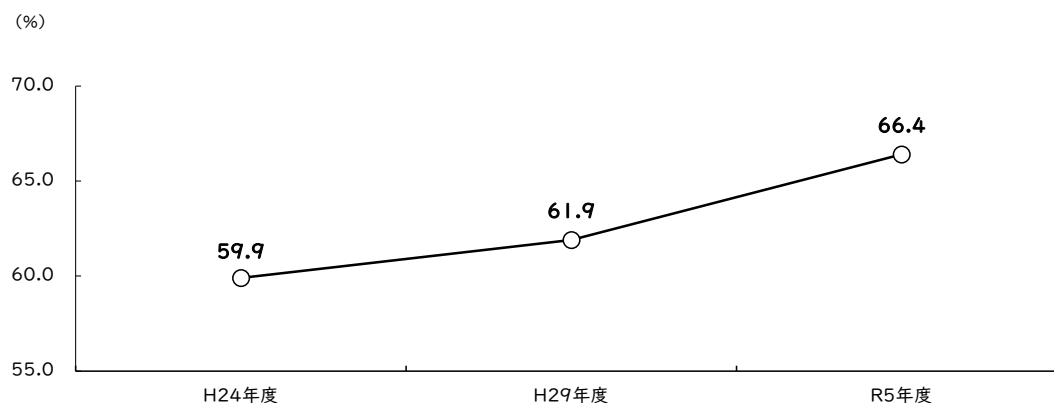


資料:東大阪市成人歯科健康診査

○よく噛んで味わって食べる市民の割合は、明確な改善も悪化も見られませんでした。

○過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合（20歳以上）は、図9の通り増加しており、目標を達成しました。

・図9:過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合（20歳以上）



資料: 東大阪市健康増進計画

②取組み

取組み名	これまでの取組み	担当課
成人歯科健康診査	・満 30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80 歳の市民を対象に、成人歯科健康診査の機会を無料で提供しました。（平成27年度から満30、35歳まで対象者を拡大するとともに、満75、80歳の対象者に口腔機能評価を追加しました。平成30年度から、満75、80歳の対象者は後期高齢者医療制度の被保険者以外としました。） ・問診、口腔内検査（むし歯の有無や歯周ポケットの測定など）を実施し、結果に基づいて歯科保健指導を実施しました。 ・東大阪市東・西歯科医師会に委託し、市内委託医療機関で個別に実施しました。 ・イベントや保健事業、市政だよりや市ホームページにおいて、周知、啓発を行いました。 ・40歳の市民に対するがん検診受診票の郵送の際に、成人歯科健康診査の案内を同封しました。	健康づくり課
成人歯科健康相談	・20歳以上の市民を対象に、むし歯や歯周病予防に関する個別相談や、歯磨き指導などを実施しました。	健康づくり課 保健センター
健康教育等	・健康教育などで、歯周病が生活習慣病と密接に関係することを啓発しました。 ・生活習慣病対策及び禁煙、防煙の取組みを行うとともに、禁煙希望者への個別サポートを実施しました。 ・ふれあい祭りや希来里ファミリーまつり、健康フェスタなどのイベントで、東大阪市東・西歯科医師会によって歯・口の健康づくりについて情報提供されました。 ・健康トライ21推進市民グループが、市民向けに健口体操を実施しました。 ・健康トライ21推進市民グループと協働で、歯周病と生活習慣病の関係について公開講座を開催しました。 ・東大阪健康・長寿マイレージを実施し、市民が楽しみながら自主的に歯と口の健康づくりに取り組むことを支援しました。	健康づくり課 保健センター

③ 課題

○未処置歯を有する市民の割合は、40歳、60歳ともに減少し、改善していますが、40歳代における進行した歯周炎を有する市民の割合は悪化しており、むし歯治療が必要な者の割合は減少する一方で、歯周治療が必要な者の割合は高くなっています。歯周病は、歯の喪失につながることから、歯ブラシや歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を用いたセルフケアの啓発を行うとともに、定期的にプロフェッショナルケアを受けるよう、周知を図ることが必要です。

○よく噛んで味わって食べる市民の割合については変化がないため、よく噛んで食べることの効用（顎の発達、味覚の発達、むし歯予防、肥満予防、認知症予防など）について普及啓発するとともに、よく噛んで食べるための歯と口の健康づくりを推進することが求められます。

○過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合（20歳以上）は増加し、改善していますが、7割に満たない状況のため、更なる改善を目指す必要があります。むし歯や歯周病は、気づかないまま進行しやすい傾向があることから、早期発見・早期治療のため、かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受けるよう、更なる周知が必要です。

4) 高齢期(65歳以上)

<目標>おいしく食べて楽しく会話、健康でいきいきした生活をおくろう

	項 目	ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価
19	60歳代における進行した歯周炎を有する市民の減少	65.2% (平成 23 年度)	65.9% (平成 29 年度)	75.1% (令和 4 年度)	55.0% (令和 3 年度)	D
20	60歳代における「食べ物がよく噛めない」と感じている市民の減少	9.6% (平成 23 年度)	7.2% (平成 29 年度)	5.4% (令和 4 年度)	4.0% (令和 3 年度)	B
21	80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の増加	39.4% (平成 24 年度)	52.4% (平成 29 年度)	制度変更のため データ収集不可	50.0% (令和 3 年度)	E
22	定期的に歯科健診を受けている 高齢者の増加	一般高齢者 42.5%	未調査	一般高齢者 55.0%	一般高齢者 65.0%	B
23		要介護高齢者 29.4% (平成 23 年度)		要介護高齢者 45.8% (令和 5 年度)	要介護高齢者 50.0% (令和 2 年度)	B
24	口腔機能維持のための 教室参加延べ人数	1,985 人 (平成 24 年度)	廃止	廃止	廃止	E
25	介護予防二次予防事業(口腔機能 向上プログラム)参加延べ人数	延べ 273 人 (24 回) (平成 24 年度)	延べ 362 人 (35 回) (平成 29 年度)	当該事業終了の ため データ収集不可	増加へ (令和 4 年度)	E

※「口腔機能維持のための教室参加延べ人数」は、介護予防の改正により、平成27年度に口腔機能維持事業が廃止となったため、E 評価(評価困難)としました。

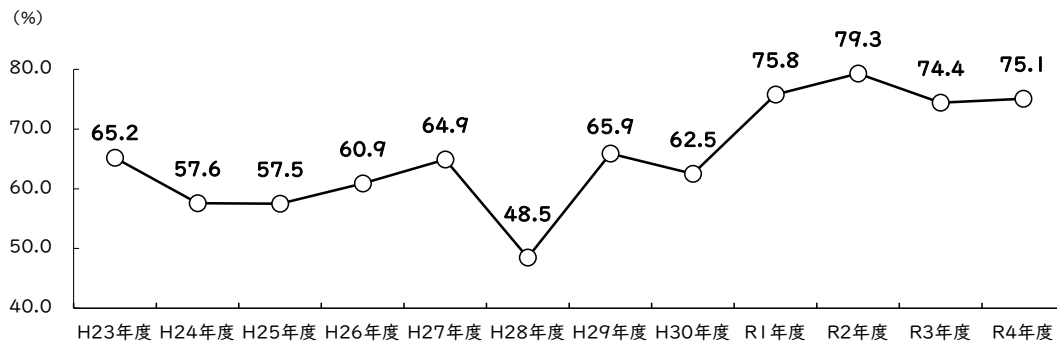
※「介護予防二次予防事業(口腔機能向上プログラム)」は、平成27年度に一般介護予防事業「介護予防事業口腔機能向上プログラム」に変更となり、令和3年度末に事業が廃止となったため、E 評価(評価困難)としました。

※「80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民」については、平成30年度から、大阪府後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療歯科健康診査を実施するようになったことを受けて、東大阪市成人歯科健康診査の満75、80歳の対象者に変更が生じたため、E 評価(評価困難)としました。

① 現状

○60歳代における進行した歯周炎を有する市民の割合は、図10の通り増加しており、悪化しています。

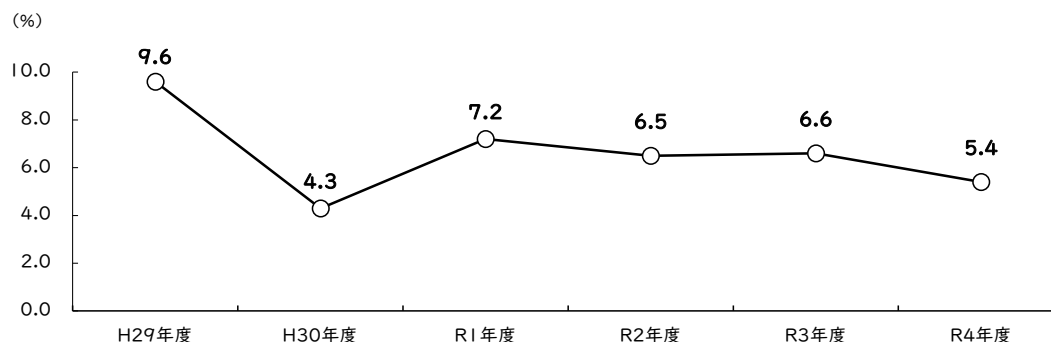
・図10:60歳代における進行した歯周炎を有する市民の割合



資料: 東大阪市成人歯科健康診査

○60歳代における「食べ物がよく噛めない」と感じている市民の割合は、図11の通り減少しており、改善傾向にあります。

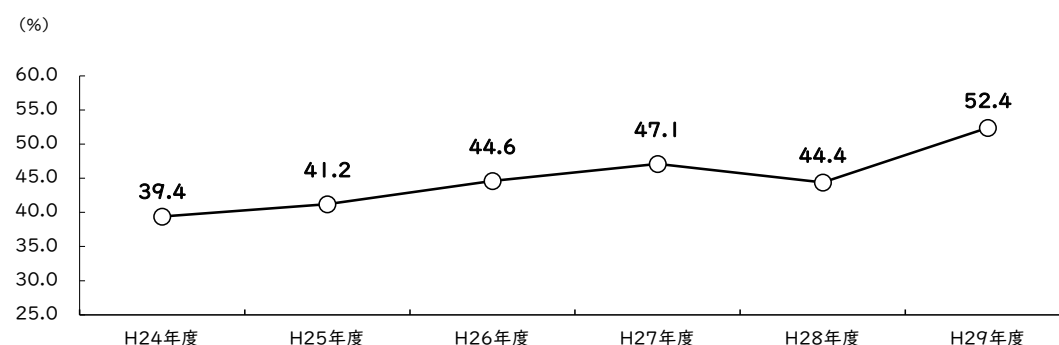
・図11:60歳代における「食べ物がよく噛めない」と感じている市民の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

○80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の割合は、平成30年度から、本市の成人歯科健康診査の満75、80歳の対象者が、後期高齢者医療制度の被保険者以外に変更となったため、E 評価(評価困難)としました。なお、本項目は、図12の通り平成29年度の間評価の時点で目標値に達しており、参考値として得られた大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している後期高齢者医療歯科健康診査においては 58.5%(令和4年度)であったことから、改善していると考えられます。

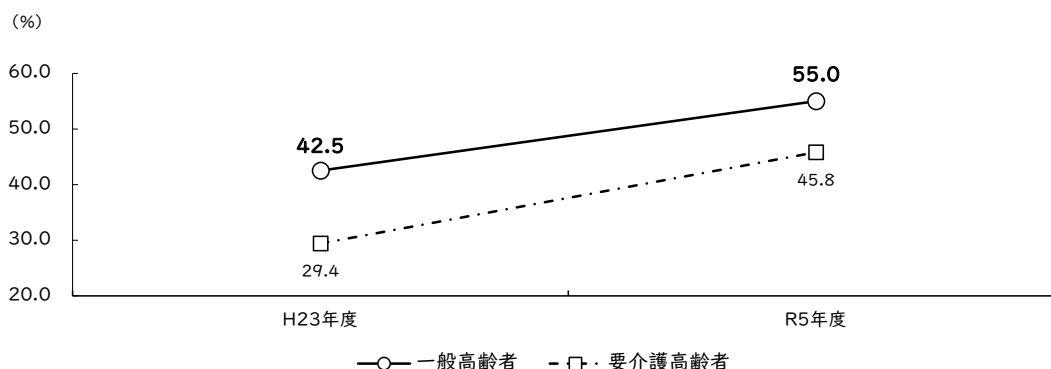
・図12:80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

○定期的に歯科健診を受けている高齢者の割合は、図13の通り、一般高齢者及び要介護高齢者ともに増加し、改善しています。

・図13:定期的に歯科健診を受けている高齢者の割合



資料:東大阪市高齢者保健福祉に関するアンケート調査

※要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市内居住者を一般高齢者、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の市内居住者を要介護高齢者として集計

②取組み

取組み名	これまでの取組み	担当課
成人歯科健康診査	・満30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民を対象に、成人歯科健康診査の機会を無料で提供しました。（平成27年度から満30、35歳まで対象者を拡大するとともに、満75、80歳の対象者に口腔機能評価を追加しました。平成30年度から、満75、80歳の対象者は後期高齢者医療制度の被保険者以外としました。） ・問診、口腔内検査（むし歯の有無や歯周ポケットの測定など）を実施し、結果に基づいて歯科保健指導を実施しました。 ・東大阪市東・西歯科医師会に委託し、市内委託医療機関で個別に実施しました。 ・イベントや保健事業、市政だよりや市ホームページにおいて、周知、啓発を行いました。 ・市内委託医療機関の名簿に、車椅子及び訪問診療の対応が可能な医療機関の情報を掲載しました。 ・40歳の市民に対するがん検診受診票の郵送の際に、成人歯科健康診査の案内を同封しました。	健康づくり課
成人歯科健康相談	・20歳以上の市民を対象に、むし歯や歯周病予防に関する個別相談や、歯磨き指導などを実施しました。	健康づくり課 保健センター
介護予防事業	・地域の関係団体や高齢者の関係機関と連携して、保健師や歯科衛生士が、歯周病予防や災害時の口腔ケア、誤嚥性肺炎やオーラルフレイルの予防などの、歯と口の健康について啓発を行いました。 ・介護予防事業口腔機能向上プログラムを実施しました。	健康づくり課 保健センター 地域包括ケア推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	・地域の通いの場に、歯科医師や歯科衛生士などの歯科専門職を派遣し、フレイルチェックやオーラルフレイル予防講座、健康指導を実施しました。	地域包括ケア推進課
健康教育等	・街かどデイハウスにおいて、口腔ケア教室を実施しました。 ・大阪府後期高齢者医療広域連合にて実施している後期高齢者医療歯科健康診査について、市政だよりなどで周知を行いました。 ・市政だよりのおれんじ通信において、認知症などで通院が困難な高齢者の方に対し、在宅歯科ケアステーション（東歯科医師会・西歯科医師会）の紹介や、口腔ケアや誤嚥性肺炎について周知しました。 ・健康教育などで、歯周病が生活習慣病と密接に関係することを啓発しました。 ・生活習慣病対策及び禁煙、防煙の取組みを行うとともに、禁煙希望者への個別サポートを実施しました。 ・ふれあい祭りや希来里ファミリーまつり、健康フェスタなどのイベントで、東大阪市東・西歯科医師会によって歯・口の健康づくりについて情報提供されました。 ・健康トライ21推進市民グループが、市民向けに健口体操を実施しました。 ・健康トライ21推進市民グループと協働で、歯周病と生活習慣病の関係について公開講座を開催しました。 ・東大阪健康・長寿マイレージを実施し、市民が楽しみながら自主的に歯と口の健康づくりに取り組むことを支援しました。	高齢介護課 保険管理課 地域包括ケア推進課 健康づくり課 保健センター

③ 課題

○60歳代における進行した歯周炎を有する市民の割合は増加しており、悪化しています。歯周病は、歯の喪失につながることから、歯ブラシや歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を用いたセルフケアの啓発を行うとともに、定期的にプロフェッショナルケアを受けるよう、周知を図ることが必要です。

○60歳で24歯以上の自分の歯を有する市民の割合は増加し、改善しています。また、80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の割合は、中間値及び参考値から、増加し改善していると考えられます。自分の歯を有する高齢者の増加に伴い、高齢期にむし歯や歯周病に罹患する者が増加することが推測されるため、高齢者の特性を踏まえたセルフケアの方法やプロフェッショナルケアの重要性を普及啓発することが重要です。

○60歳代における「食べ物がよく噛めない」と感じている市民の割合は減少し、改善傾向にあります。引き続き、噛む、飲み込む、話すなどの口腔機能の維持・向上のため、介護予防の取組みと連携しながらオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）などの知識の普及啓発を実施するとともに、食育や、口腔機能訓練に係る歯科保健指導の更なる取組みを実施する必要があります。

○定期的に歯科健診を受けている高齢者の割合は増加し、改善していますが、十分ではありません。歯の喪失の主な原因であるむし歯や歯周病は、気づかないまま進行しやすい傾向があることから、早期発見・早期治療のため、かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受けるよう、周知が必要です。

5) 障害のある人

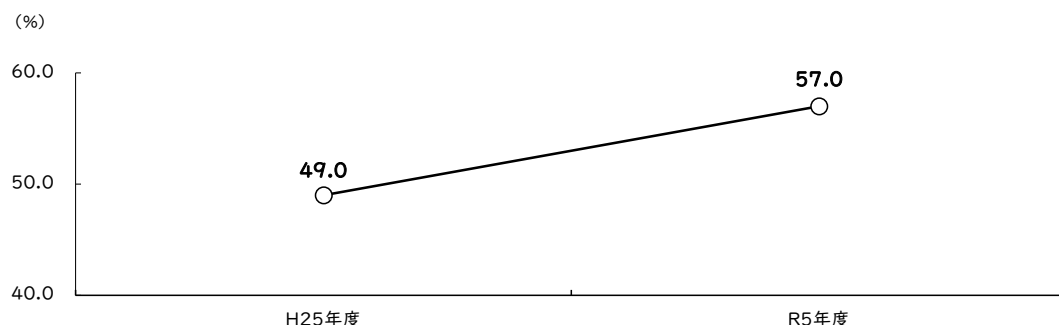
<目標>食べる幸せを持ち続け、周囲が支える歯・口の健康

	項 目	ベースライン値	中間値	直近値	目標値	評価
26	障害のある市民の定期的な歯科受診（治療・健康診査）の増加	49.0% （平成 25 年度）	未調査	57.0% （令和 5 年度）	65.0% （令和 2 年度）	B
27	口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける障害福祉サービス事業所の増加	20.8% （平成 25 年度）	32.5% （平成 30 年度）	24.5% （令和 5 年度）	50.0% （令和 4 年度）	B

① 現状

○障害のある市民の定期的な歯科受診（治療・健康診査）は、図14の通り増加しており、改善していますが、6割に満たない状況です。

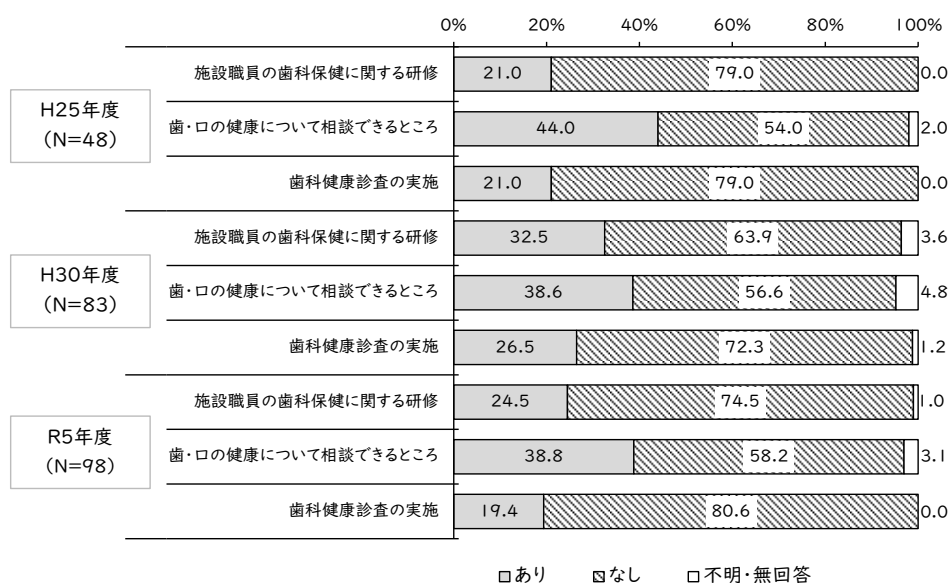
・図14:障害のある市民の定期的な歯科受診（治療・健康診査）



資料: 東大阪市障害者計画策定に関する調査

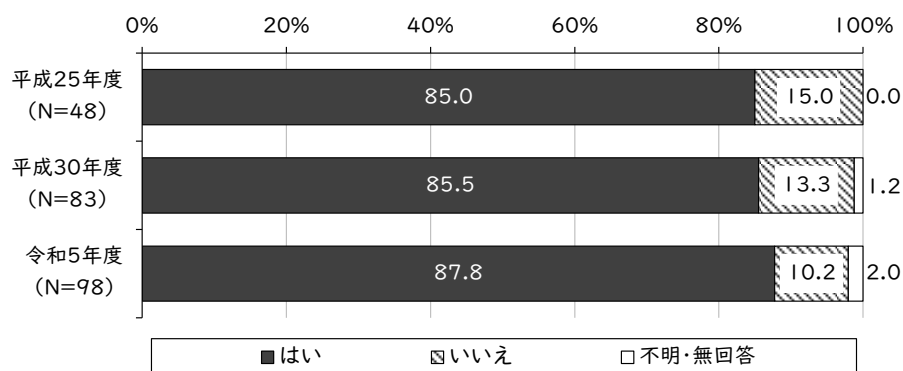
○口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける障害福祉サービス事業所の割合は、図15の通り、令和5年度に減少したものの、改善傾向にあります。また、口腔機能や口腔ケアに関する研修を希望する障害福祉サービス事業所の割合は、図16の通り増加しており、歯科口腔保健に関する意識が向上していると考えられます。

・図15:障害福祉サービス事業所の状況



資料: 障害福祉サービス事業所アンケート調査

・図16:口腔機能や口腔ケアのための研修を希望する障害福祉サービス事業所の割合



資料:障害福祉サービス事業所アンケート調査

○障害福祉サービス事業所の職員や利用者を対象とした歯科口腔保健に関する研修については、表1の通り、継続的に実施しています。

・表1:障害福祉サービス事業所 歯科口腔保健事業実施状況(施設職員向け研修を含む)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	4	5	3	5	8	8	2	4	6
延人数(人)	52	138	52	76	219	212	24	74	69

② 取組み

取組み名	これまでの取組み	担当課
成人歯科健康診査	・満30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民を対象に、成人歯科健康診査の機会を無料で提供しました。(平成27年度から満30、35歳まで対象者を拡大するとともに、満75、80歳の対象者に口腔機能評価を追加しました。平成30年度から、満75、80歳の対象者は後期高齢者医療制度の被保険者以外としました。) ・問診、口腔内検査(むし歯の有無や歯周ポケットの測定など)を実施し、結果に基づいて歯科保健指導を実施しました。 ・東大阪市東・西歯科医師会に委託し、市内委託医療機関で個別に実施しました。 ・イベントや保健事業、市政だよりや市ホームページにおいて、周知、啓発を行いました。 ・市内委託医療機関の名簿に、車椅子及び訪問診療の対応が可能な医療機関の情報を掲載しました。 ・40歳の市民に対するがん検診受診票の郵送の際に、成人歯科健康診査の案内を同封しました。	健康づくり課
成人歯科健康相談	・20歳以上の市民を対象に、むし歯や歯周病予防に関する個別相談や、歯磨き指導などを実施しました。	健康づくり課 保健センター
障害福祉サービス事業所歯科口腔保健事業	・障害福祉サービス事業所通所者及び職員を対象に、歯と口の健康管理についての研修(歯科医師や歯科衛生士による口腔ケア指導や講話)や、希望者への歯科健康診査を実施しました。	健康づくり課
健康教育等	・聴覚障害者のための生活習慣病予防教室(歯周病及び成人歯科健康診査についての講話、口腔体操の実技等)を実施しました。 ・大阪府歯科医師会で障がい者の歯科診療を行っていることを、市ホームページなどで周知しました。 ・東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」で、18歳未満の障害のある市民の歯科診療を行っていることを、市ホームページなどで周知しました。	健康づくり課

③ 課題

○障害のある市民の定期的な歯科受診（治療・健康診査）は増加しており、改善していますが、6割に満たない状況となっています。障害の特性によっては、歯科疾患が進行すると歯科治療がより困難になるため、発症予防・重症化予防が重要です。かかりつけ歯科医などによる定期的な歯科健診の重要性について啓発するとともに、車椅子及び訪問診療の対応が可能な医療機関の情報を広く周知するなど、受診困難な状況にならないよう支援が必要です。

○口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける障害福祉サービス事業所の割合は増加し、改善傾向にありますが、年度によりばらつきがあり十分ではありません。障害福祉サービス事業所の職員や利用者を対象とした歯科口腔保健に関する研修事業を継続し、歯科口腔保健に関する意識の更なる向上を図るとともに、口腔ケアなどの歯と口の健康管理に関する取組みを支援することが重要です。

5. 歯っぴいトライ(第2次)に向けた課題と今後の方向性

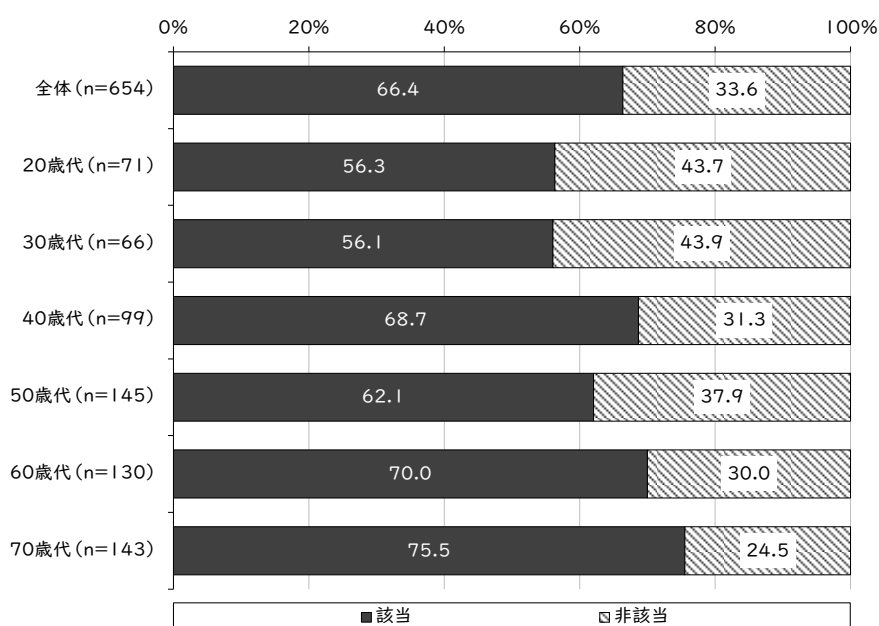
歯っぴいトライでは、「歯・ロからつくるからだところの健康」を目標に、5つのライフステージごとに、歯科口腔保健の取組みを進めてきました。

最終評価において、目標に達した項目は全27項目中5項目、改善傾向にある項目は10項目、変わらない項目は2項目、悪化している項目は7項目、評価困難となった項目は3項目でした。

この中で、子どものむし歯や 6024(ロクマル・ニイオン)の達成、定期的な歯科健診等の受診などに関する項目は、目標を達成しており、40歳や60歳でむし歯の治療が必要な者や、口腔ケア等に関する研修を受ける障害福祉サービス事業所などに関する項目は、改善していました。この10年間で、本市の歯科口腔保健の取組みは大きく進み、市民の歯とロの状態は向上していると考えられます。

一方で、成人の歯周病などに関する項目や、食育に関する一部の項目は悪化していました。特に、40歳代及び60歳代における歯周病の治療が必要な者に関する項目については課題です。歯周病は、気づかないまま進行しやすい傾向があるため、かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受けることが重要です。「過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合」は増加し改善していますが、図17の通り、若い世代の数値が低いため、特に若い世代への定期的な歯科健診を促す取組みの強化が必要です。また、歯周病の予防には、日頃のセルフケアと、定期的なプロフェッショナルケアを、両輪で進めることが大切であることについて、広く啓発していく必要があります。

・図17:過去1年間に歯科健康診査や専門家による口腔ケアを受けた市民の割合(令和5年度)



資料:令和5年度健康トライ21市民アンケート

※「あなたは、定期的に歯科健診を受診されていますか。」について「はい(半年に1回)」「はい(1年に1回)」を回答または、「あなたは、この1年間に、専門家による口腔ケア(歯面の清掃、歯石の除去、入歯の調整など)を受けましたか。」について「はい」を回答した者を「該当」として集計

食育に関する項目については、引き続き、「第4次東大阪市食育推進計画」において目標を設定し、行政、家庭、学校、関係機関、地域などが更なる連携を図り、食育を推進していきます。

国が新たに示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の観点からも歯科口腔保健の推進に取り組むことや、歯科口腔保健の推進を適切かつ効果的に行うため、新たなライフステージ(乳幼児期、少年期、青年期・壮年期、中年期・高齢期)ごとの特性を踏まえた取組みに加え、ライフコース(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえたもの)に沿った取組みを推進する必要性が明記されています。また、市民の主体的な歯と口の健康づくりの取組みを支援し、誰もが必要な歯科口腔保健サービスを楽しむよう、歯科口腔保健・医療・福祉等が包括的に市民をサポートする社会環境の整備が必要と示されています。

このことから、次期計画では、「歯・口からつくるからだところの健康」の先にある、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指すとともに、最終評価で明らかとなった課題を踏まえつつ、ライフコースに沿った歯と口の健康づくりや社会環境の整備に取り組み、市民の歯と口の健康の保持・増進に向け更に取り組んでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

市民がともに支え合い、 健康で心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

～ONE TEAM で取り組む 東大阪の健康づくり～

東大阪市というまちを構成するすべての主体が、それぞれの活動を通じて、市民一人ひとりの健康づくりに取り組みます。

『市民がともに支え合い、健康で心豊かに生活できる持続可能な社会の実現』をめざし、庁内関係部署や地域、関係機関や教育機関、医療機関や関係団体、企業や医療保険者などと連携し、“ONE TEAM”となって取り組むことで、東大阪の健康づくりを推進します。

2. 基本目標

歯科口腔保健の推進による健康寿命の延伸・健康格差の縮小

人生100年時代を迎え、誰もがより長く元気に暮らしていくため、健康の重要性はより高まっています。特に、口から食べる、会話を楽しむなどといった歯と口の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、また、歯と口の健康に関わる疾病を予防することは、健全な食生活の実現や社会生活などの質の向上に寄与します。これより、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を基本目標とし、歯科口腔保健の推進に取り組みます。

基本目標の実現にあたっては、国が示す様々なライフステージ（乳幼児期、少年期、青年期・壮年期、中年期・高齢期などの人の生涯における各段階をいう。）における課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり）に基づいた歯科口腔保健施策を推進します。

また、歯と口の健康づくりに関する意識と行動の変容につなげるよう、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健施策を展開し、生涯を通じて歯と口の健康づくりを実践できる社会環境の整備に取り組むことで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指します。

3. 基本方針

1) 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上

むし歯や歯周病などの歯科疾患は、歯を失う主な原因であり、適切な口腔機能にも関係します。特に、歯周病については、年齢が高くなるほど有病者が増え、近年では糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病との関連性が指摘されています。

歯と口の健康増進だけでなく、全身の健康増進を図る観点からも、毎日の適切なセルフケアや定期的な歯科健診の受診などを推奨し、生涯を通じた歯科疾患の発症予防・重症化予防に取り組みます。

また、口腔機能は、健康で質の高い生活を営むために不可欠な摂食（食べること）や構音（発音）などと密接に関連しており、生活の質の向上や健康寿命の延伸に関係しています。乳幼児期や青少年期においては、適切な口腔機能を獲得し、壮年期以降では口腔機能の維持を図るとともに、口腔機能が低下した際は回復及び向上を図っていくことが重要です。そのため、歯科疾患の予防により歯の喪失を防ぐとともに、オーラルフレイルの予防のための知識の普及や口腔機能の維持・向上に向けた取組みを進めるなどして、生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上を図ります。

国が示す様々なライフステージ（乳幼児期、少年期、青年期・壮年期、中年期・高齢期）ごとの特性を踏まえつつ、生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチにより、包括的な歯科口腔保健の取組みを推進します。

2) 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児及び要介護高齢者等は、本人だけでは口腔清掃が困難であったり、歯科受診が困難であるなどの理由により、歯科疾患が重症化しやすい傾向にあります。また、口腔機能の低下などの問題を抱えていることもあり、誤嚥性肺炎の予防の観点からも歯科口腔保健の推進を図る必要があります。

障害者・障害児、要介護高齢者等が利用する施設における定期的な歯科健診の実施を促すなど、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上などによる歯科口腔保健の推進を図ります。

3) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健を推進するには、市民一人ひとりの主体的な取組みに加え、行政や家庭、地域や企業、教育機関や医療機関、関係機関や関係団体、医療保険者などを含めた社会全体において、その取組みを支援することが重要です。

また、現在の歯や口の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境などの影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることが示唆されており、ライフコースアプローチに基づく、歯と口の健康づくりの推進に取り組むことが大切です。

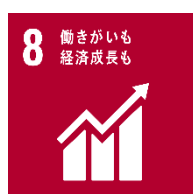
より多くの市民が生涯を通じて定期的に歯科健診を受診するなど、ライフコースに沿った歯と口の健康づくりに取り組むことのできる社会環境づくりに努めます。

SDGsとの関係について

SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」に定められた国際目標です。持続可能でより良い社会を実現するため、2030年を期限とする17の目標(ゴール)と、それらを達成するための169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、広範な課題に総合的に取り組むものです。

SDGs には、「目標3.すべての人に健康と福祉を」、「目標8.働きがいも経済成長も」、「目標10.人や国の不平等をなくそう」、「目標11.住み続けられるまちづくりを」、「目標17.パートナーシップで目標を達成しよう」など、本計画と関係が深い目標(ゴール)があり、これらの理念を踏まえ、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《基本理念》

市民がともに支え合い、
健康で心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

～ONE TEAMで取り組む 東大阪の健康づくり～

《基本目標》

歯科口腔保健の推進による健康寿命の延伸・健康格差の縮小

《基本方針》

(1) 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上

- | | |
|----------|---|
| ①乳幼児期 | 歯と口の健康づくりに取り組みましょう
むし歯を予防し、お口の機能を育みましょう |
| ②少年期 | 歯と口の健康づくりを通して、健康的な生活習慣を身につけましょう
むし歯・歯肉炎を予防しましょう |
| ③青年期・壮年期 | 毎日のお口のケアと定期的な歯科健診で、歯周病を予防しましょう |
| ④中年期・高齢期 | 毎日のお口のケアと定期的な歯科健診で、歯周病・歯の喪失を予防しましょう
よく噛んで、おいしく食べて楽しく会話し、健康に過ごしましょう |

(2) 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが 困難な者に対する歯科口腔保健

(3) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

第4章 具体的な取組みと目標

1. 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上

1) 乳幼児期(0～5歳頃)

歯と口の健康づくりに取り組みましょう
むし歯を予防し、お口の機能を育みましょう

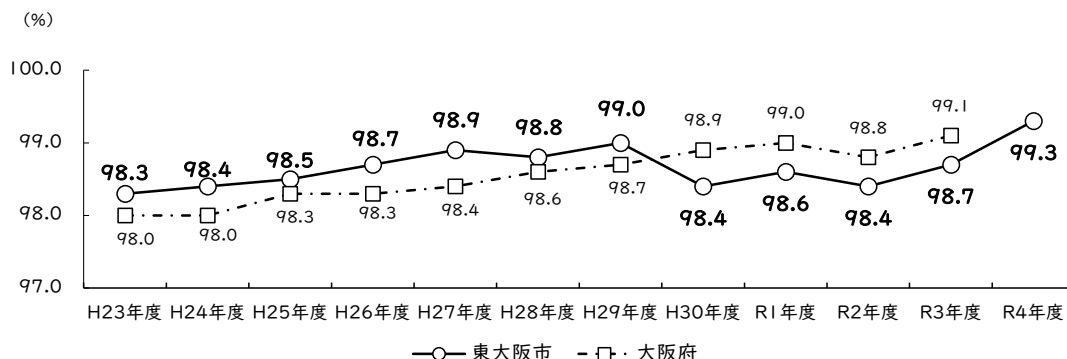
●特徴

- 乳歯が生え始め、かみ合わせが作られていく時期です。
- 食べる、話すなどの口腔機能や味覚が発達する時期です。
- 生えて間もない乳歯は、歯の質が弱く、むし歯になりやすいです。
- 乳歯のむし歯は、永久歯に影響する可能性があるため、むし歯予防に努めることが大切です。
- 子ども自らの歯磨きでは十分ではないため、保護者による仕上げ磨きが必要です。

●現状と課題

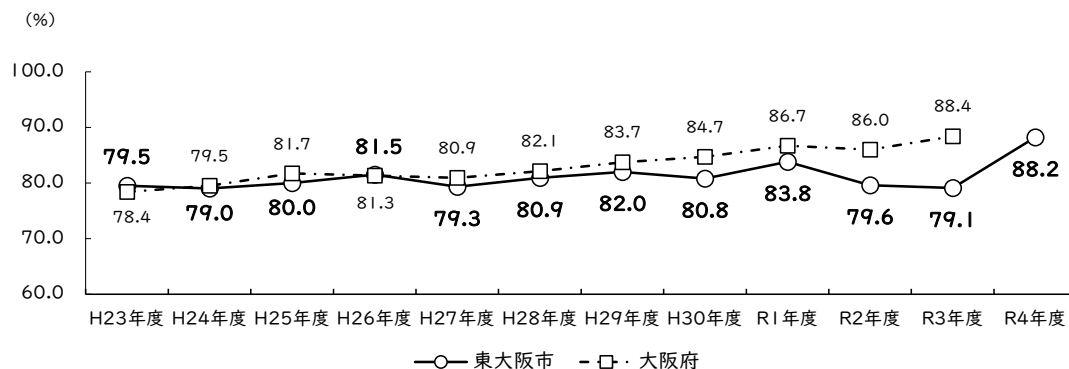
○むし歯のない者の割合(3歳児)は、図1(再掲)の通り増加傾向にあるものの、図19の通り多数のむし歯を有する者が一定数存在し、健康格差が生じています。

・図18:むし歯のない者の割合(1歳6か月児)



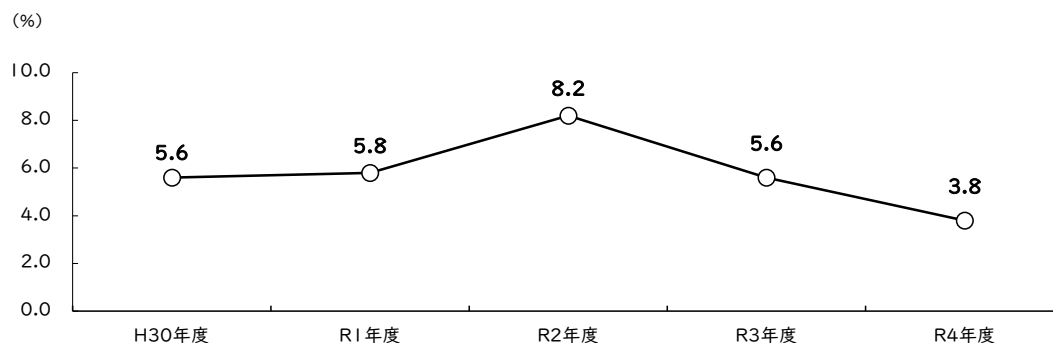
資料:1歳6か月児歯科健康診査
 ※令和4年度の大阪府の数値は未公表

・図1(再掲):むし歯のない者の割合(3歳児)



資料:3歳6か月児歯科健康診査
 ※令和4年度の大阪府の数値は未公表

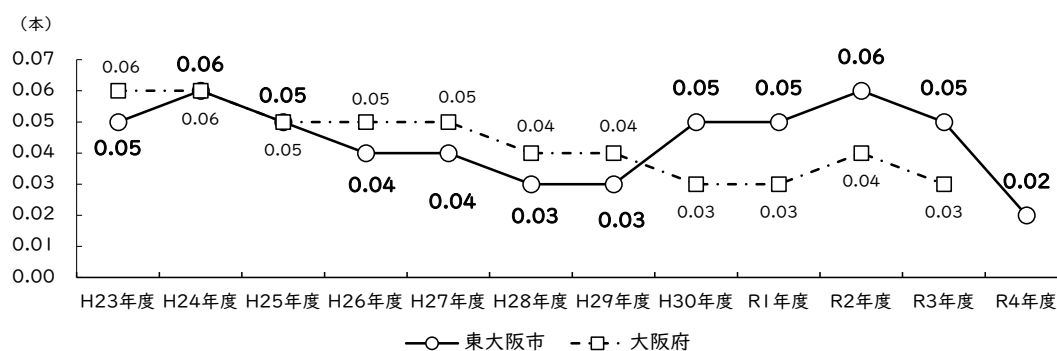
・図19:3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合



資料:3歳6か月児歯科健康診査

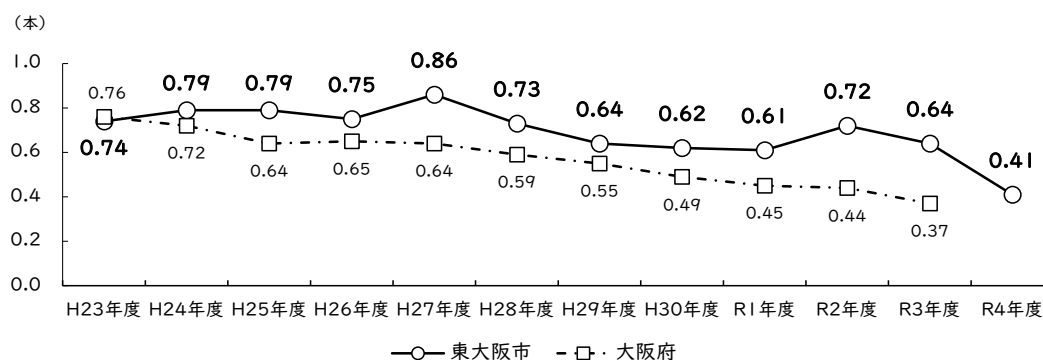
○一人平均むし歯経験歯数(3歳児)は、図21の通り、平成27年度及び令和2年度に一時的な悪化を認めましたが、概ね減少しており、平成29年度は0.64本、令和4年度は0.41本でした。大阪府と比較すると、例年上回る数値で推移しています。

・図20:一人平均むし歯経験歯数(1歳6か月児)



資料:1歳6か月児歯科健康診査
※令和4年度の大阪府の数値は未公表

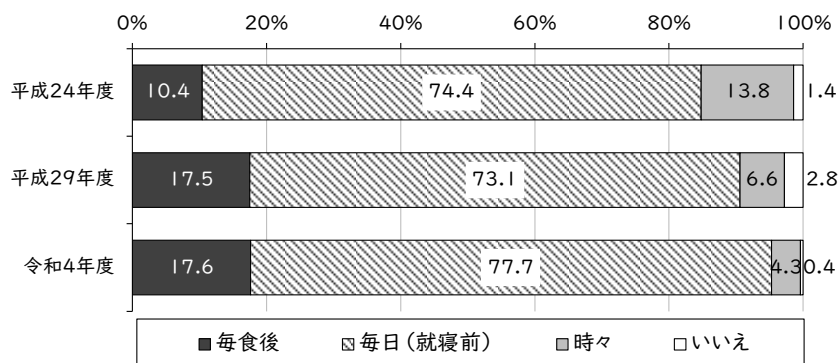
・図21:一人平均むし歯経験歯数(3歳児)



資料:3歳6か月児歯科健康診査
※令和4年度の大阪府の数値は未公表

○毎日仕上げ磨きをする家庭は、図2（再掲）の通り増加していますが、そうでない家庭が一定数存在します。

・図2（再掲）：仕上げ磨きの頻度

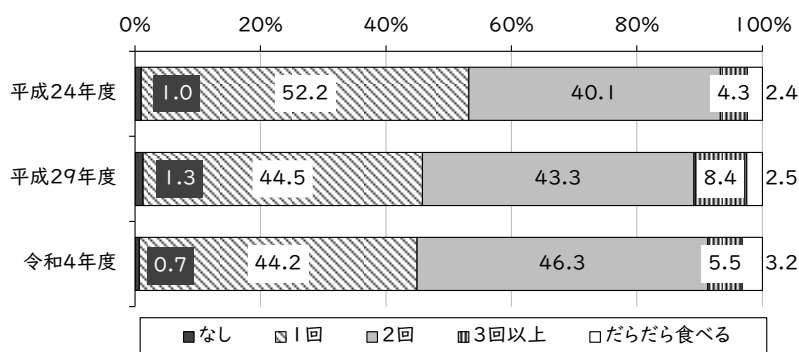


資料：3歳6か月児歯科健康診査

※「毎日、仕上げ磨きをする」は「毎食後」「毎日（就寝前）」の合算

○1日のおやつ回数は、図22の通り、「だらだら食べる」については、平成24年度は2.4%でしたが令和4年度は3.2%と増加しています。「3回以上」についても、平成24年度は4.3%でしたが、令和4年度は5.5%と増加しています。

・図22：おやつの回数（1日あたり）



資料：3歳6か月児歯科健康診査

●取組みの方針

<歯科疾患の予防（むし歯予防）>

○保護者による仕上げ磨きが重要であることや、発達の状況に応じた正しい歯磨き方法などについて、歯科保健指導や健康教育において情報提供を行い、歯と口の健康に対する更なる意識の向上を図ります。

○フッ化物は、エナメル質に取り込まれて歯を強化する働きがあり、むし歯予防に有効であることから、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用や歯科医療機関での定期的なフッ化物歯面塗布の重要性などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行います。

○甘味食品・飲料の摂取回数が多くなるほどむし歯になるリスクが高くなることが明らかになっています。間食内容を工夫し、時間を決めて飲食する適切な食習慣・生活習慣を身につけるよう、保護者へ普及啓発を行います。

○多数のむし歯がある子どもやその保護者に対して、保健、医療、福祉の分野の多職種が連携して、指導や支援を行います。

○子育て支援を行う多職種に対し、歯科口腔保健の正しい知識を啓発します。

○「歯と口の健康週間」や「よい歯のコンクール」などを活用し、保護者と子どもで行う歯科口腔保健の取り組みの重要性について普及啓発を行います。

<口腔機能の獲得>

○口腔機能の発達を促すため、歯と口の成長発達に応じて哺乳や離乳食をすすめることを推奨します。また、よく噛んで食べることの重要性や食育などについて普及啓発します。

○健全な口腔機能を育てるため、口腔・顎・顔面の成長発達に関する知識や、不正咬合の原因となる口腔習癖（指しゃぶり等）の除去などについて、幼児歯科健康診査や歯科保健指導等の機会をとらえて情報提供します。

●市民が取り組むこと

○幼児歯科健診を受け、子どもの歯と口の状態を把握します。

○むし歯を防ぐため、歯磨きと保護者による仕上げ磨きの習慣を身につけます。

○歯と口の成長発達に応じた食べ方や、適切な食習慣を身につけます。

○間食は、内容を工夫し、時間を決めて食べます。

○ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身につけます。

○フッ化物を利用して、むし歯を予防します。

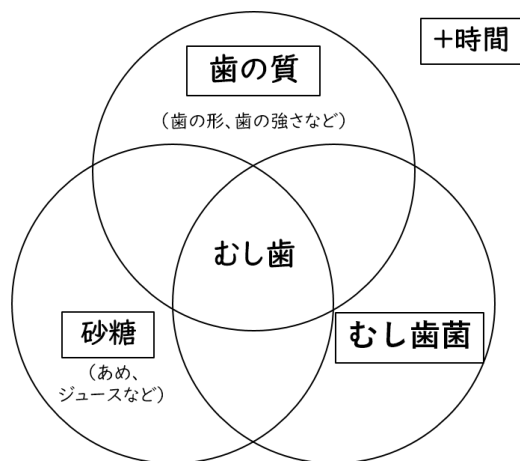
●目標

指標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
1	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	3.8% (令和4年度)	0%	3歳6か月児 歯科健康診査
2	3歳児でむし歯のない者の割合	88.2% (令和4年度)	90.0%	3歳6か月児 歯科健康診査
3	毎日仕上げ磨きをする家庭の割合	95.3% (令和4年度)	98.0%	3歳6か月児 歯科健康診査

むし歯

むし歯は、むし歯菌が砂糖を摂取・分解して酸を作り出し、この酸により歯が溶けることで発生します。歯の質（歯の形や強さなど）、むし歯菌、砂糖の3つの要素と、時間が関係しています。

むし歯を予防するには、歯磨き習慣を身につけお口を清潔に保つこと、フッ化物を利用して歯の質を強くすること、間食は糖分の少ないものを選び回数を少なくすること、だらだらと食べず時間を決めて食事をすること、が大切です。



歯並びを悪くする口腔習癖



ほおづえ



片側だけでかむ



口で呼吸する



舌で歯を押す



指しゃぶり

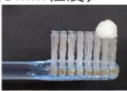


唇をかむ



クセを直してきれいな歯に

むし歯予防のためのフッ化物配合歯磨剤の推奨される利用方法

年齢	使用量 (※1)	フッ化物濃度 (※2)	使用方法
歯が生えてから 2歳	米粒程度 (1～2mm程度) 	900～ 1000ppmF	・フッ化物配合歯磨剤を利用した歯みがきを、就寝前を含め1日2回行う。 ・900～1000ppmFの歯磨剤をごく少量使用する。歯みがきの後にティッシュなどで歯磨剤を軽く拭き取ってもよい。 ・歯磨剤は子どもの手が届かない所に保管する。 ・歯みがきについて歯科医師等の指導を受ける。
3～5歳	グリーンピース程度 (5mm程度) 	900～ 1000ppmF	・フッ化物配合歯磨剤を利用した歯みがきを、就寝前を含め1日2回行う。 ・歯みがきの後は、歯磨剤を軽くはき出す。うがいをする場合は少量の水で1回のみとする。 ・こどもが歯ブラシに適切な量の歯磨剤をつけられない場合は、保護者が歯磨剤をつける。
6歳～成人・高 齢者	歯ブラシ全体 (1.5cm～2cm程度) 	1400～ 1500ppmF	・フッ化物配合歯磨剤を利用した歯みがきを、就寝前を含め1日2回行う。 ・歯みがきの後は、歯磨剤を軽くはき出す。うがいをする場合は少量の水で1回のみとする。 ・チタン製歯科材料（インプラントなど）が使用されていても、自分の歯がある場合はフッ化物配合歯磨剤を使用する。

- ・乳歯が生え始めたら、ガーゼやコットンを使ってお口のケアの練習を始める。歯ブラシに慣れてきたら、歯ブラシを用いた保護者による歯みがきを開始する。
- ・子どもが誤って歯磨剤のチューブごと食べるなど大量に飲み込まないように注意する。
- ・要介護者で嚥下障害を認める場合、ブラッシング時に唾液や歯磨剤を誤嚥する可能性もあるので、ガーゼ等による吸水や吸引器を併用するのもよい。また、歯磨剤のために食渣等の視認性が低下するような場合は、除去してからブラッシングを行う。またブラッシングの回数も状況に応じて考慮する。
- ・水道水フッリデーションなどのフッ化物全身応用が利用できない日本では、歯磨剤に加えフッ化物洗口やフッ化物歯面塗布の組合せも重要である。
- ・どの年齢でも、歯みがきについて歯科医師等の指導を受けるのが望ましい。

※1: 写真の歯ブラシの植毛部の長さは約2cmである。

※2: 歯科医師の指示によりう蝕のリスクが高いこどもに対して、1,000ppmFを超える高濃度のフッ化物配合歯磨剤を使用することもある。

出典: う蝕予防のためのフッ化物配合歯磨剤の推奨される利用方法(2023年版)

日本口腔衛生学会、日本小児歯科学会、日本歯科保存学会、日本老年歯科医学会

2) 少年期(6～14歳頃)

歯と口の健康づくりを通して、健康的な生活習慣を身につけましょう
むし歯・歯肉炎を予防しましょう

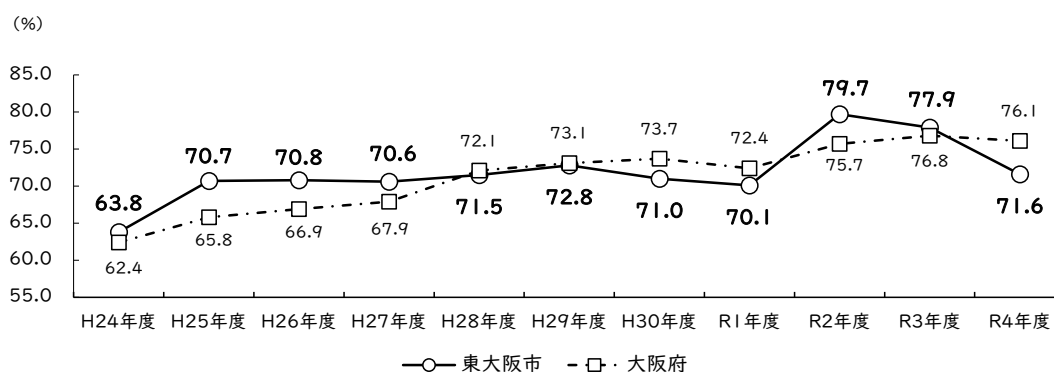
●特徴

- 小学生の時期は、乳歯から永久歯に生えかわる時期です。
- 乳歯と永久歯が混在する間は、歯を磨くのが難しく、むし歯や歯肉炎になりやすいです。
- 乳幼児期に引き続き、小学生の時期は、保護者による仕上げ磨きが必要です。
- 生えて間もない永久歯は、歯の質が弱く、むし歯になりやすいです。
- 中学生の時期は、永久歯が概ね生えそろう、顎が成長する時期です。
- 永久歯が概ね生えそろうと、歯と口に関する意識が希薄化するとともに、食習慣等の生活習慣の乱れや生理的変化の影響などにより、むし歯や歯肉炎になりやすいです。
- むし歯が見つかったら、早期に治療することが大切です。
- 運動やスポーツによる歯と口の外傷が多くなる時期です。

●現状と課題

- 12歳児(中学1年生)におけるむし歯のない者の割合は、図3(再掲)の通り、増加傾向にあります。引き続き、良好な状態を維持することが必要です。

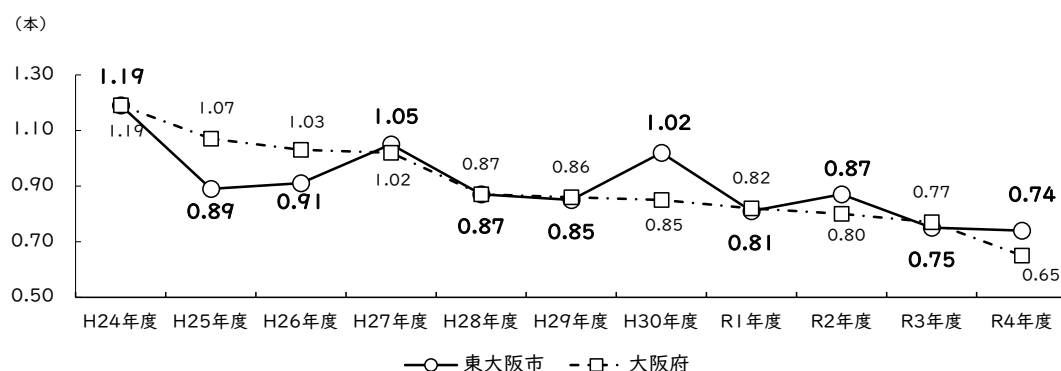
・図3(再掲):むし歯のない者の割合(12歳児:中学1年生)



資料:大阪府学校歯科医会統計

○12歳児（中学1年生）における一人平均むし歯経験歯数は、図23の通り、平成24年度は 1.19 本でしたが、平成29年度は 0.85 本、令和4年度は 0.74 本と減少しており、改善傾向にあります。

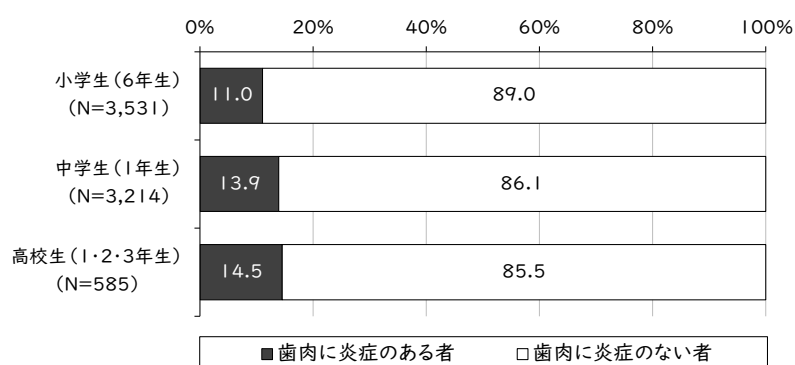
・図23：一人平均むし歯経験歯数（12歳児：中学1年生）



資料：大阪府学校歯科医会統計

○10歳代における歯肉に炎症を有する者の割合については、図24の通り、年齢が進むにつれて増加しています。成人後の歯周病への進行を防ぐため、少年期から歯肉炎を予防することが必要です。

・図24：10歳代における歯肉に炎症を有する者の割合（令和4年度）



資料：東大阪市立小・中学校、高等学校の学校歯科健康診断

●取組みの方針

<歯科疾患の予防(むし歯・歯肉炎予防)>

○むし歯や歯肉炎を防ぐため、正しい歯磨きの仕方や、小学生の時期における保護者による仕上げ磨きの重要性を普及啓発します。

○フッ化物は、エナメル質に取り込まれて歯を強化する働きがあり、むし歯予防に有効であることから、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用や歯科医療機関での定期的なフッ化物歯面塗布の重要性などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行います。

○乳幼児期と同じく、甘味食品・飲料の摂取をコントロールすることが重要であることについて、啓発します。

○すべての学校において、学校歯科健康診断を実施するとともに、その結果に基づき、受診勧奨を行います。子どもが健康な歯と口を育むことができるよう、学校関係者と連携を強化します。

- 学校において、学校歯科保健活動や歯科専門職による歯科健康管理指導を継続するなどして、むし歯や歯肉炎の予防や喫煙の害等の歯と口の健康づくりについて健康教育を行い、歯の生え変わりや成長の段階に応じた望ましい保健行動や生活習慣を身につけ、実践することができるよう、児童・生徒に働きかけます。
- 運動やスポーツによる歯と口の外傷（歯の破折や脱臼、口唇の裂傷など）への対応方法などに関して、学校関係者への普及啓発を行います。

<口腔機能の獲得>

- 健全な口腔機能を育てるため、よく噛んで食べることの重要性や、口腔・顎・顔面の成長発育に関する知識を普及啓発します。また、不正咬合の原因となる口腔習癖（口呼吸や頬杖等）や食育などについて情報提供します。

●市民が取り組むこと

- 学校歯科健康診断を受け、歯と口の状態を把握します。
- 学校歯科健康診断で受診を勧められたら、早めに受診します。
- むし歯、歯肉炎を防ぐため、適切な歯磨きの習慣を身につけます。
- 歯と口の成長発達に応じた食べ方や、適切な食習慣を身につけます。
- ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身につけます。
- 自らの歯と口の健康づくりに意欲的に取り組みます。
- フッ化物を利用して、むし歯を予防します。

●目標

指標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
4	12歳児でむし歯のない者の割合	71.6% (令和4年度)	90.0%	大阪府 学校歯科医会統計
5	中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	14.0% (令和4年度)	10.0%	東大阪市立中学校・高等学校の学校歯科健康診断
6	歯科健康管理指導 (実施回数及び対象学年)	2回 幼稚園(年少・年長) こども園(3～5歳児) 小学校2学年、中学校1学年 (義務教育学校を含む) (令和4年度)	4回 幼児、小学校2学年 中学校・高校1学年	教職員課調べ

3) 青年期(15～24歳頃)・壮年期(25～44歳頃)

毎日のお口のケアと定期的な歯科健診で、歯周病を予防しましょう

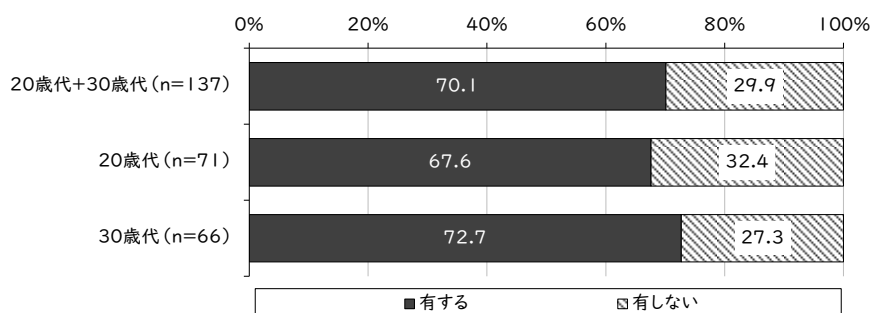
●特徴

- 高校生の時期は、歯の生えかわりが完了し、歯並びやかみ合わせが完成する時期です。
- 歯の生え変わりが完了すると、歯と口に関する意識が希薄化するとともに、食習慣などの生活習慣の乱れや生理的変化の影響などにより、むし歯や歯肉炎になりやすいです。
- 運動やスポーツによる歯と口の外傷が多くなる時期です。
- 高校卒業後は、歯科健診の受診機会が少なくなり、気づかないままむし歯や歯周病が進行してしまうことがあります。
- 仕事や家事などにより多忙となり、生活習慣が乱れ、歯や口の健康管理を怠りがちになります。
- 加齢とともに、歯周病の罹患率が増加します。
- 歯周病は、糖尿病や心疾患、脳梗塞などの生活習慣病と深い関わりがあります。特に、糖尿病や喫煙は、歯周病を悪化させるなど、歯と口の健康は全身の健康とも関係しています。

●現状と課題

- 20歳代～30歳代における、歯ぐきが「いつも」「ときどき」はれている者、または歯をみがいた時に「いつも」「ときどき」血がでる者を合計すると、図25の通り、約7割にのぼりました。高齢期に歯を失わないため、若い世代からの歯と口の健康管理が重要です。

・図25:20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合(令和5年度)

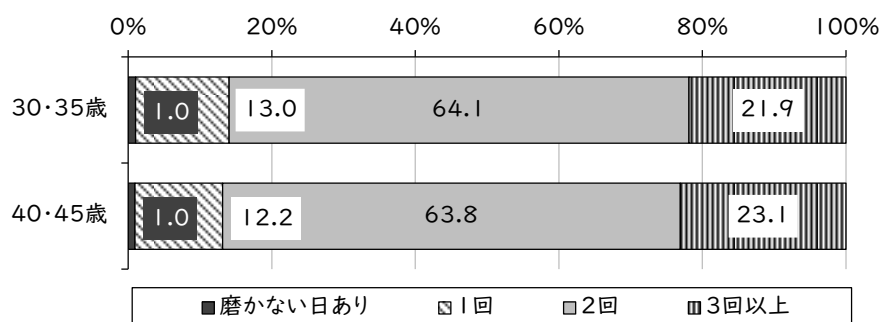


資料: 令和5年度健康トライ21市民アンケート

※「(炎症所見を)有する」は「設問①歯ぐきが、はれている」「設問②歯をみがいた時に血が出る」で設問①・設問②の両方、またはいずれかの設問で「いつも」「ときどき」を回答した割合

○年代別歯磨きの実施状況については、図26の通り、1日2回以上する人はどちらの年代においても8割以上となっています。

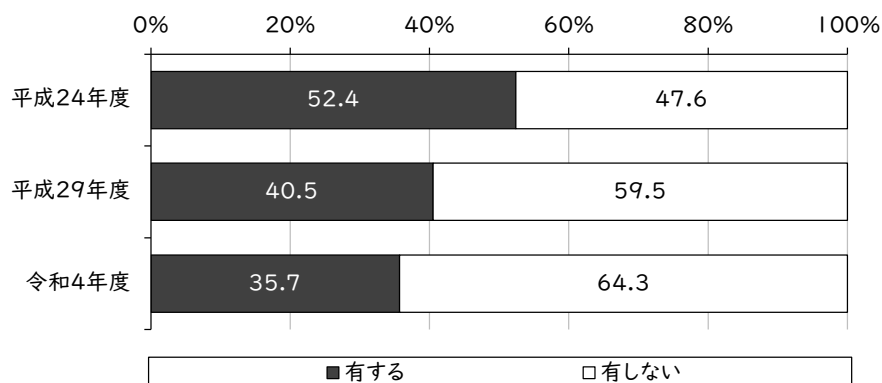
・図26：年代別歯磨きの実施状況（令和4年度）



資料：東大阪市成人歯科健康診査

○40歳で未処置歯を有する者の割合は、図4（再掲）の通り減少し、改善傾向にあります。

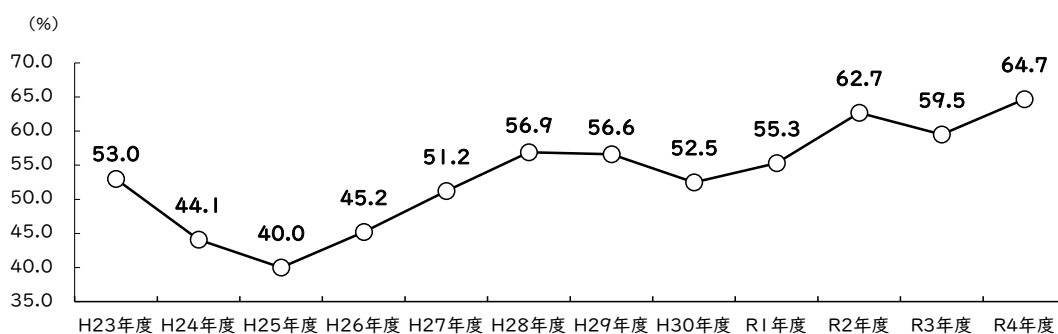
・図4（再掲）：40歳で未処置歯を有する者の割合



資料：東大阪市成人歯科健康診査

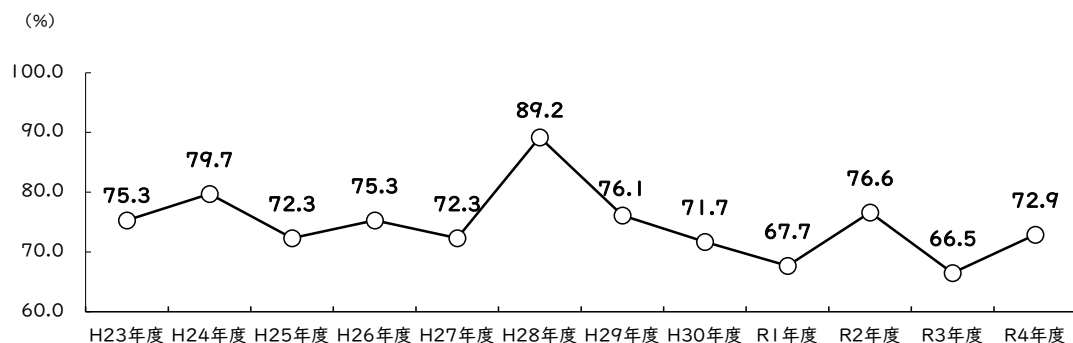
○40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合及び40歳で喪失歯のある者の割合は、図27及び図6（再掲）の通り増加し、悪化しています。歯周炎は、40歳から顕在化し始めると言われています。歯周病の発症予防のため、若年層での歯肉炎の対策も重要です。

・図27：40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合



資料：東大阪市成人歯科健康診査

・図6(再掲):40歳で喪失歯のない者の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

●取組みの方針

<歯科疾患の予防(むし歯・歯周病予防)>

- むし歯や歯周病は、気づかないまま進行しやすい傾向があることから、早期発見・早期治療が重要です。若い世代から、かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受けるよう、高校や大学、企業や関係機関などと連携し、啓発を強化します。
- むし歯や歯周病は、歯の喪失の主な原因となることから、むし歯や歯周病の予防のため、若い世代から、歯ブラシの使用に加えて、歯間部清掃用器具(デンタルフロス、歯間ブラシなど)を用いたセルフケアを行うよう啓発するとともに、定期的にプロフェッショナルケアを受けるよう、周知します。
- むし歯予防には、フッ化物の利用が効果的であることから、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用やその効果などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行います。
- 歯と口の健康は全身の健康とも関係しており、日頃のセルフケアと定期的なプロフェッショナルケアにより歯と口を清潔に保つことが、歯と口の健康だけでなく、全身の健康に寄与することについて、関係機関や関係部署と連携して普及啓発を行います。
- むし歯や歯周病の発症予防及び重症化予防等につなげるため、本市の成人歯科健康診査や成人歯科健康相談を利用いただけるよう、市政だよりやホームページなどにおける情報提供の充実に取り組みます。特に、働く世代や学生の利用につながるよう、公民連携を活用した啓発や、商工会議所や企業、大学等への出前講座、成人歯科健康相談の対象年齢の拡大などに取り組みます。
- 健康づくりに取り組むきっかけづくりとして、引き続き東大阪健康・長寿マイレージを実施し、市民が楽しみながら自主的に歯と口の健康づくりに取り組むことを支援します。

<口腔機能の維持・向上>

- 歯の喪失は、噛むなどの口腔機能の低下につながるため、中年期以降においてもおいしく食べて、楽しく会話できるよう、歯科疾患の予防の重要性や、口腔機能を維持・向上するための知識について啓発します。

●市民が取り組むこと

- 定期的に歯科健診を受け、歯と口の状態を把握します。
- むし歯や歯周病を防ぐため、歯ブラシや歯間部清掃用器具(デンタルフロス、歯間ブラシなど)を用いた適切なセルフケア習慣を身につけます。
- ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身につけます。
- かかりつけ歯科医をもち、むし歯や歯周病の予防に取り組みます。

○糖尿病などの生活習慣病や喫煙が、歯周病と深い関連があることを知り、主体的に、歯と口の健康づくりに努めます。

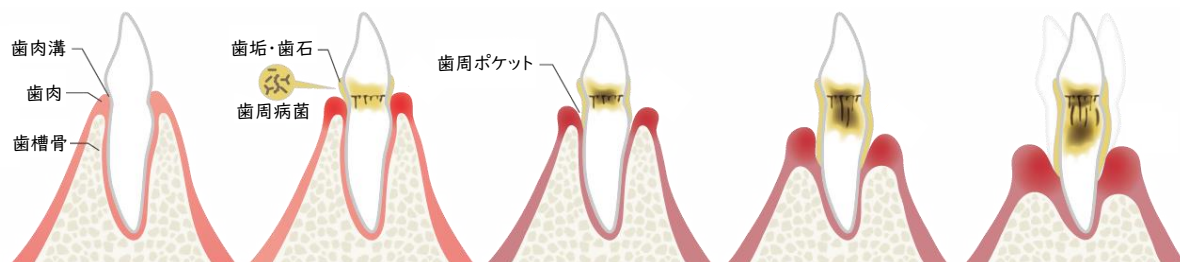
○禁煙に取り組みます。

●目標

指標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
7	20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	令和6年度 市政世論調査を予定	減少	市政世論調査
8	40歳で未処置歯を有する者の割合	35.7% (令和4年度)	30.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
9	40歳で喪失歯のない者の割合	72.9% (令和4年度)	80.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
10	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	64.7% (令和4年度)	45.0%	東大阪市 成人歯科健康診査

※若い世代からの歯周病予防が必要であることから、ライフコースアプローチの観点を踏まえ、20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合について指標とし、令和6年度市政世論調査の結果を現状値として設定することとします。

歯周病



歯と歯ぐき(歯肉)の間に繁殖する歯周病菌が歯ぐき(歯肉)に炎症を起こし、徐々に歯の周囲を支えている組織が壊れていく病気です。炎症が歯ぐき(歯肉)に限定されているときは歯肉炎、それ以上に進行すると歯周炎(歯槽膿漏(しそうのうろう))とよびます。

症状が進行すると、歯と歯ぐきの間に溝(歯周ポケット)ができたり、歯を支える骨(歯槽骨)が溶けていき、やがて歯が抜けてしまう原因にもなります。

歯周病予防の基本は、歯垢がつかないようにすることで、毎日の歯磨きや定期的な歯石除去が有効です。

喫煙と歯周病の関係

喫煙者は、非喫煙者と比べて歯周病にかかりやすく、悪化しやすいことがわかっています。

たばこの有害物質が、口の中の粘膜や歯ぐきから吸収されると、血管が収縮し、歯ぐきの血流量が減少します。歯ぐきの血流量が減少すると、歯ぐきに十分な酸素がいきわたらなくなり、歯周ポケット(歯と歯ぐきの境目にある溝)で歯周病菌が繁殖しやすい環境になります。

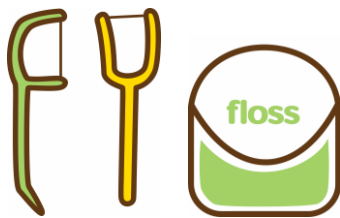
成人のむし歯

成人のむし歯は、特徴で分けると3種類存在します。

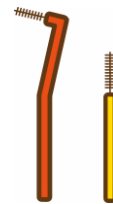
- ① 歯の溝や、歯と歯の間、歯ぐきに接する部分などからむし歯が発生します。特に歯と歯の間にできやすいため、歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）を使用し、歯と歯の間を清潔に保つことが重要です。
- ② むし歯の治療に用いた歯の詰め物の裏側にむし歯ができることがあります。詰め物と歯との間に隙間があると、細菌が侵入しむし歯を発生させたり、歯の神経を抜いた歯の場合、痛みがわからず発見が遅くなる傾向にあります。また、神経が残っていても、詰め物でむし歯の進行に気づかず、神経に達するむし歯の原因となります。
- ③ 歯周病などにより露出した歯の根元部分にむし歯（根面むし歯）が発生します。歯の根元は、通常の歯の表面にあるエナメル質とは異なり、より硬度の低い象牙質により覆われているため、柔らかく、むし歯になりやすいので注意が必要です。

歯間部清掃用器具とは

歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の清掃をするための補助用具のことです。デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシなどを指します。



デンタルフロス（糸ようじ）



歯間ブラシ

4) 中年期(45～64歳頃)・高齢期(65歳以上)

**毎日のお口のケアと定期的な歯科健診で、歯周病・歯の喪失を予防しましょう
よく噛んで、おいしく食べて楽しく会話し、健康に過ごしましょう**

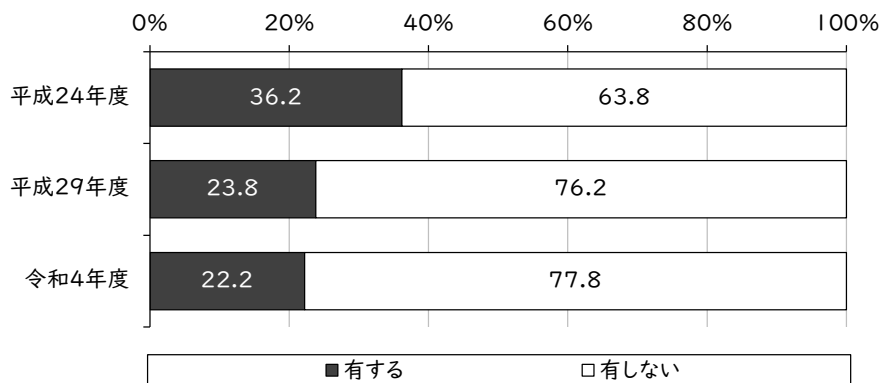
●特徴

- 歯周病が進行し、歯を失いやすい時期です。歯を失うとともに、義歯(入れ歯)を使用する人も増えてきます。
- 歯周病などにより露出した歯の根元が、むし歯になりやすい時期です。
- 歯科健診の受診機会が少なくなり、気づかないままむし歯や歯周病が進行しやすくなります。
- 加齢や全身疾患、薬の副作用などにより、唾液の量が減って口が乾燥したり、噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下しやすくなります。
- 唾液の量が減って口が乾燥すると、口の中の自浄作用が低下し、むし歯や歯周病が増加しやすくなります。
- 噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下すると、硬いものが食べにくくなったり、むせや咳が起こりやすくなり誤嚥につながる場合があります。誤嚥性肺炎の可能性も増加します。
- 噛む機能の低下は、食べられる食品群に偏りがでるなどして、低栄養へとつながりやすくなります。
- 歯周病は、糖尿病や心疾患、脳梗塞などの生活習慣病と深い関わりがあります。特に、糖尿病や喫煙は、歯周病を悪化させるなど、歯と口の健康は全身の健康とも関係しています。

●現状と課題

○60歳で未処置歯を有する者の割合は、図5(再掲)の通り減少し、改善傾向です。

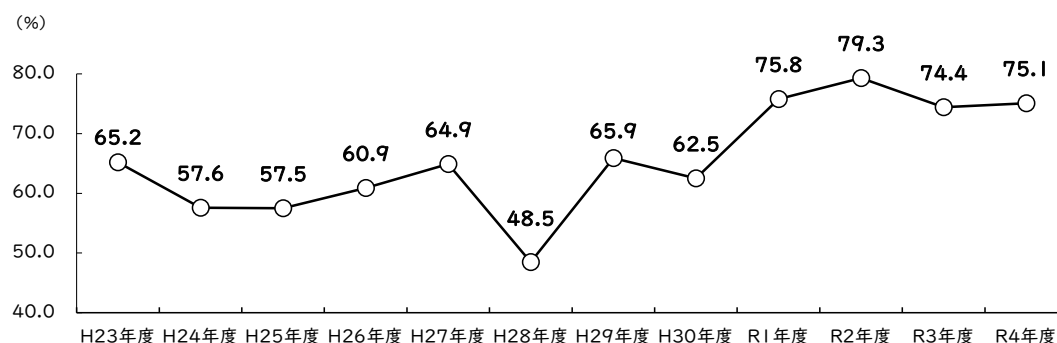
・図5(再掲):60歳で未処置歯を有する者の割合



資料: 東大阪市成人歯科健康診査

○60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合は、図10(再掲)の通り増加し、悪化しています。

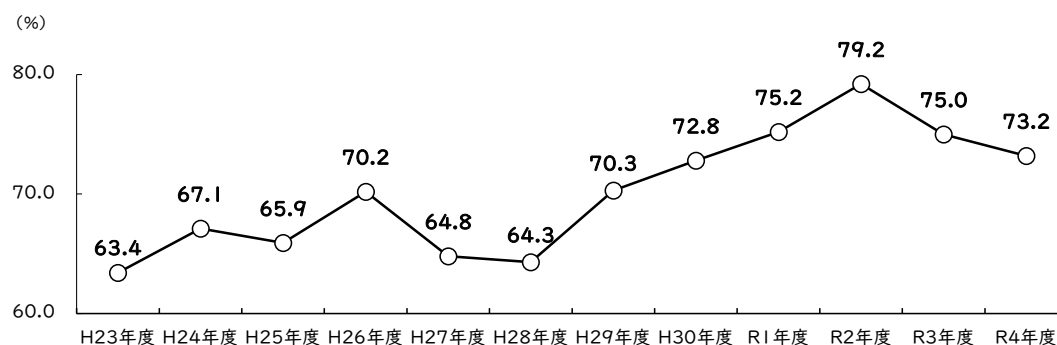
・図10(再掲):60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

○60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合は、図7(再掲)の通り、増加しています。また、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者(75~84歳)については、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している後期高齢者医療歯科健康診査によると59.4%(令和4年度)となっており、2人に1人以上が8020(ハチマル・ニイマル)を達成しています。自分の歯を有する者の増加に伴い、高齢期にむし歯や歯周病に罹患する者が増加することが推測されます。

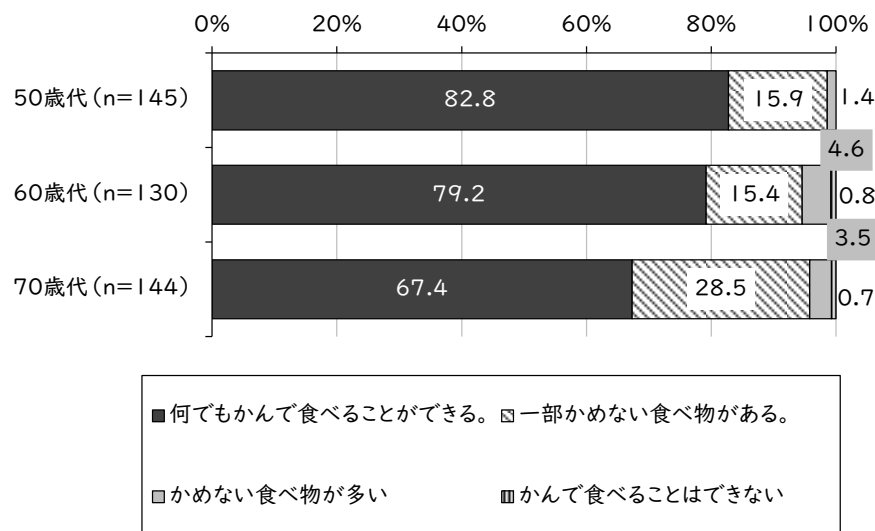
・図7(再掲):60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合



資料:東大阪市成人歯科健康診査

○噛んで食べる時の状態については、「何でもかんで食べることができる」と回答した者は、図28の通り、年齢が進むにつれて減少しています。自分の歯や義歯でよく噛んで食べられることが、いつまでもおいしく食べ、会話を楽しみ、健康に過ごすことにつながることに、啓発する必要があります。

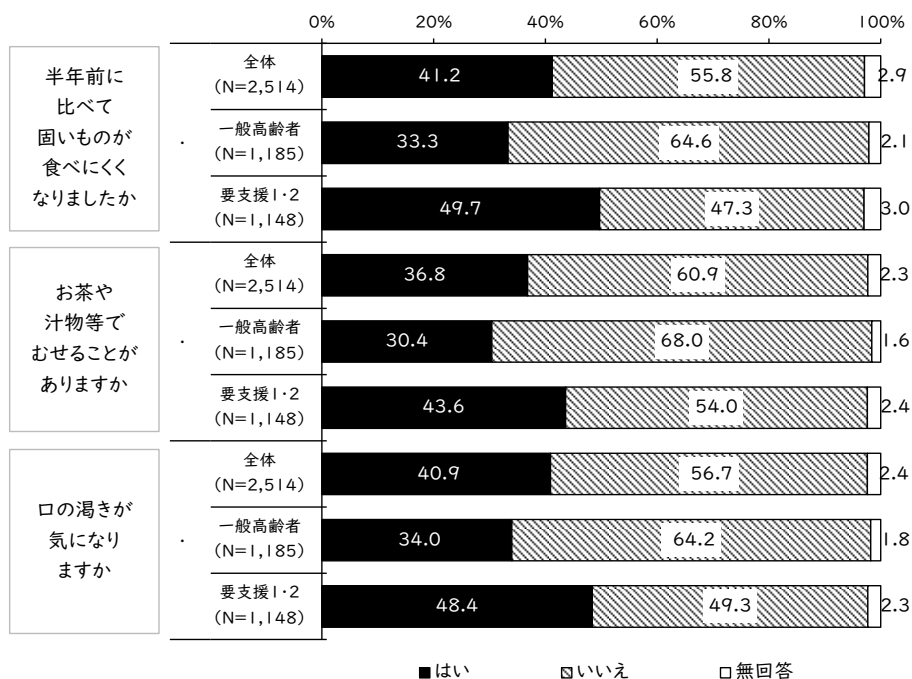
・図28:かんで食べる時の状態について(令和5年度)



資料:令和5年度健康トライ21市民アンケート

○65歳以上の一般高齢者の口腔内の状態は、図29の通り、「固いものが食べにくい」「お茶や汁物等でむせる」「口が渇く」のいずれの項目においても3割程度となっています。いつまでもおいしく食べて、楽しく会話し、健康に過ごせるよう、口腔機能低下の予防のための取り組みが必要です。

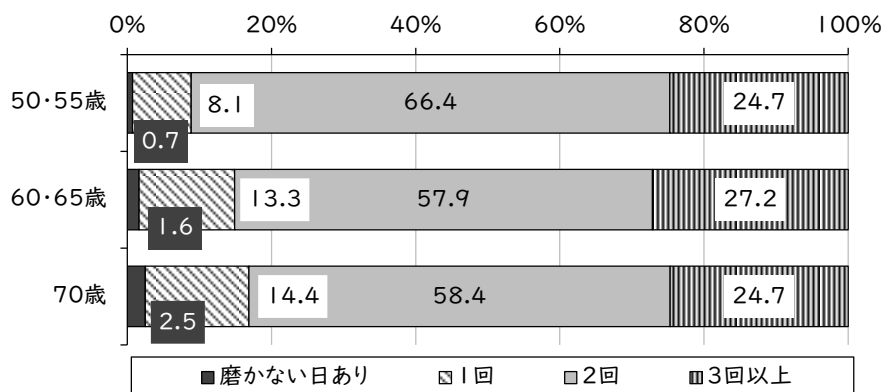
・図29:65歳以上の一般高齢者の口腔内の状態(令和5年度)



資料:令和5年度東大阪市高齢者保健福祉に関するアンケート調査

○年代別歯磨きの実施状況については、図30の通り、1日2回以上する人はどの年代においても8割以上となっています。一方で、年齢が進むにつれて、磨かない日がある人の割合が増えています。

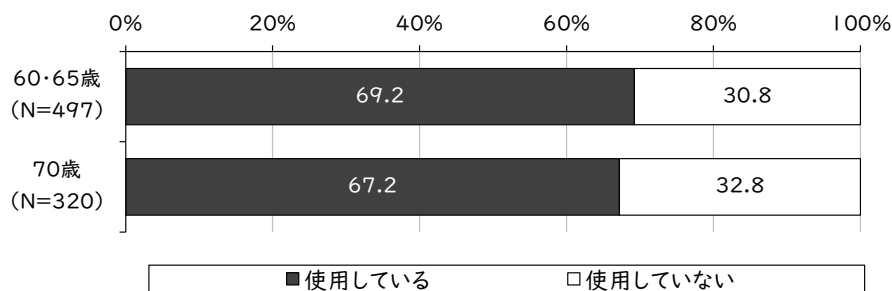
・図30：年代別歯磨きの実施状況（令和4年度）



資料：東大阪市成人歯科健康診査

○歯間部清掃用器具の使用状況については、図31の通り、どちらの年代においても7割近くの人を使用していますが、約3割の人は使用していない状況です。歯間部清掃用器具を使用することの重要性について、啓発していく必要があります。

・図31：歯間部清掃用器具の使用状況（令和4年度）



資料：東大阪市成人歯科健康診査

※「使用している」は「毎日使用」、「週1回使用」、「月1～3回使用」の合算

●取組みの方針

<歯科疾患の予防（歯周病・歯の喪失予防）>

○むし歯や歯周病は、気づかないまま進行しやすい傾向があることから、早期発見・早期治療が重要です。かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受けるよう、企業や地域等と連携し、啓発を強化します。

○むし歯や歯周病は歯の喪失の主な原因であり、歯の喪失は嚙むなどの口腔機能の低下に大きく関係します。むし歯や歯周病の予防のため、高齢者の特性を踏まえた、歯ブラシや歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を用いたセルフケアの啓発を行うとともに、定期的にプロフェッショナルケアを受けるよう、周知します。

○むし歯（歯の根元のむし歯を含む）予防には、フッ化物の利用が効果的であることから、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用やその効果などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行います。

○歯と口の健康は全身の健康とも関係しており、日頃のセルフケアと定期的なプロフェッショナルケアにより歯と口を清潔に保つことが、歯と口の健康だけでなく、全身の健康に寄与することについて、関係機関や関係部署と連携して普及啓発を行います。

○高齢になると、糖尿病などの全身疾患を持っていることが多いため、医科歯科連携を推進し、全身の健康増進を図る観点からも、歯周病の発症予防・重症化予防に取り組めます。

○むし歯や歯周病の発症予防及び重症化予防等につなげるため、本市の成人歯科健康診査や成人歯科健康相談、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している後期高齢者医療歯科健康診査を利用いただけるよう、市政だよりやホームページなどにおける情報提供の充実に取り組めます。特に、働く世代の利用につながるよう、公民連携を活用した啓発や、商工会議所や企業への出前講座などに取り組めます。

○健康づくりや介護予防に取り組むきっかけづくりとして、引き続き、東大阪健康・長寿マイレージを実施し、市民が楽しみながら自主的に歯と口の健康づくりに取り組むことを支援します。

＜口腔機能の維持・向上＞

○嚥む、飲み込むなどの口腔機能の維持・向上を図るため、唾液腺マッサージ等の口腔体操に係るリーフレットを作成するなどして普及啓発に取り組めます。

○市民が、オーラルフレイル（口腔機能の虚弱）に関する理解を深め、予防に取り組むことができるよう、保健・医療・福祉・介護などの多職種と連携して普及啓発を行います。

○口腔機能の低下は、中年期から生じるとの報告があることから、中年期からの口腔機能低下の予防のための知識について普及啓発するとともに、口腔機能訓練などに係る歯科保健指導に取り組めます。

●市民が取り組むこと

○定期的に歯科健診を受け、歯と口の状態を把握します。

○むし歯や歯周病を防ぐため、歯ブラシや歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を用いた適切なセルフケア習慣を身につけます。

○使用している義歯（入れ歯）の手入れをして、清潔に保ちます。

○かかりつけ歯科医をもち、むし歯や歯周病予防に取り組めます。

○ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身につけます。

○唾液腺マッサージ等の口腔体操などに取り組む、オーラルフレイルを予防します。

○糖尿病などの生活習慣病や喫煙が、歯周病と深い関連があることを知り、主体的に、歯と口の健康づくりに努めます。

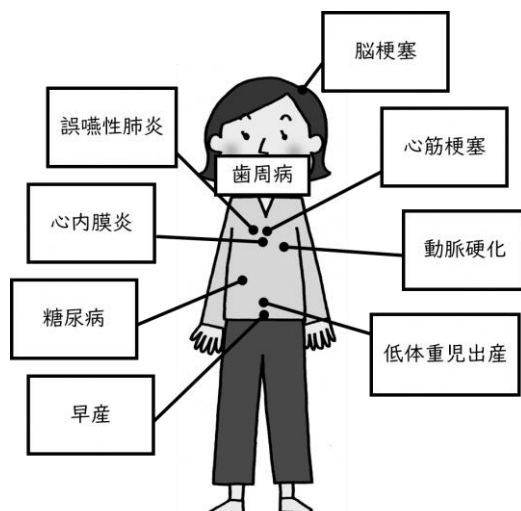
○禁煙に取り組めます。

●目標

指標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
11	60歳で未処置歯を有する者の割合	22.2% (令和4年度)	10.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
12	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	75.1% (令和4年度)	65.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
13	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	73.2% (令和4年度)	80.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
14	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合(75～84歳)	59.4% (令和4年度)	80.0%	後期高齢者医療 歯科健康診査
15	50歳代における咀嚼良好者の割合	82.8% (令和5年度)	90.0%	健康トライ21 市民アンケート
16	60歳代における咀嚼良好者の割合	79.2% (令和5年度)	85.0%	健康日本21 市民アンケート

歯周病と全身の健康との関係

歯周病は、様々な全身疾患と関連していることが報告されています。歯周病の菌が、血流を介して全身に流れるなどして、様々な影響を引き起こすと考えられています。



高齢者に多い誤嚥性肺炎

誤嚥とは、唾液や食物、胃液などが気管に入ってしまうことをいいます。その食物や唾液に含まれた細菌が気管から肺に入り込むことで起こるのが誤嚥性肺炎です。

眠っている間に少しずつ唾液や胃液が気管に入り込んで起こる不顕性の誤嚥は、本人の自覚がないため、繰り返し発症することがあります。

日頃から、口腔ケアなどにより、お口の清潔を保つことが大切です。



健康はお口の元気から

（唇を中心とした）口の体操



①口をすぼめる。②「イー」と横に開く。

舌の体操（舌圧訓練）



- ①舌を左のほほの内側に強く押しつける。
- ②自分の指で、口の中の舌の先を、ほほの上から押さえる。
- ③それに抵抗するように、舌をほほの内側に、ゆっくり10回押しつける。
- ④右のほほでも同じこと繰り返す。

（唇と）ほほの体操



ほほを膨らませた後、すぼめるという動きを数回する。（水はなくてもOK）

パタカラ体操



- ①「パ」…唇をはじくように
- ②「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
- ③「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
- ④「ラ」…舌をまるめるように

各発音8回を2セット行う。

唾液腺マッサージ



1

耳下腺マッサージ



指数本を耳の前（上の奥歯あたり）に当て、10回ほど円を描くようにマッサージしていく。

2

顎下腺マッサージ



顎のラインの内側のくぼみ部分3～4か所を順に押していく。目安は各ポイントを5回ほど。

3

舌下腺マッサージ



顎の中心あたりの柔らかい部分に両手の親指を揃えて当て、10回ほど上方向にゆっくり押し当てる。

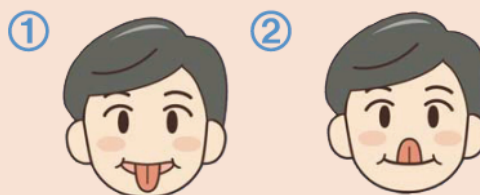
東大阪市

出典：日本歯科医師会HP オーラルフレイル対策のための口腔体操



舌トレーニング

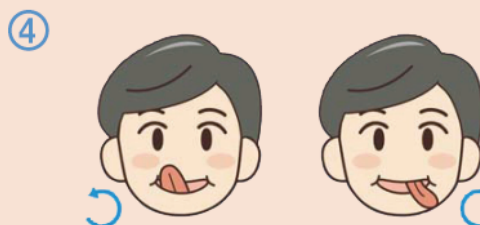
①舌で下顎の先を触るつもりで伸ばす。



②舌で鼻のあたを触るつもりで伸ばす。



③舌を左右に伸ばす。



④お口の周りをぐるりと舌を動かす。



⑤スプーンなどを使って、舌に当てて押し、その力に抵抗するように舌を上げます（右から・左から・前からと同様に行います）。

早口言葉

口を大きく動かしながら
3回続けて言って
みましょう！



レベル1	なまむぎ なまごめ なまたまご (生麦 生米 生卵)
レベル2	隣の客はよく柿食う客だ
レベル3	あおまきがみ あかまきがみ きまきがみ (青巻紙 赤巻紙 黄巻紙)
レベル4	隣の竹垣に竹立てかけたのは 竹立てかけたかったので 竹立てかけた

出典：日本歯科医師会HP オーラルフレイル対策のための口腔体操



2023年度作成

2. 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

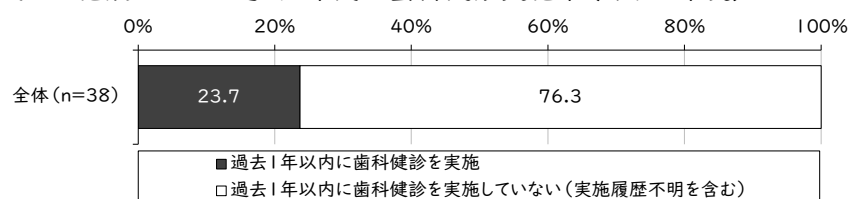
●特徴

- 障害や要介護の程度により、歯磨きが困難であったり、薬の副作用等で唾液の量が減るなどして、口腔衛生状態を良好に保つことが難しく、むし歯や歯周病のリスクが高くなります。
- 障害や要介護の特性により、コミュニケーションが難しく、歯科受診が困難であるなど、治療の遅れから重症化しやすい傾向があります。
- 唾液の減少や、嚥む、飲み込むなどの口腔機能の低下により、誤嚥を引き起こしやすくなります。誤嚥性肺炎の可能性も増加します。食べることが困難になると、低栄養や水分の摂取不足となるなど、全身の健康にも影響を及ぼします。

●現状と課題

- 障害者が利用する施設（施設入所支援、共同生活援助）における過去1年間の歯科健診実施率は、図32の通り、23.7%となっています。過去1年間の歯科健診の機会のない施設が多くあることから、対策が求められます。

・図32:障害者が利用する施設における過去1年間の歯科健診実施率（令和5年度）

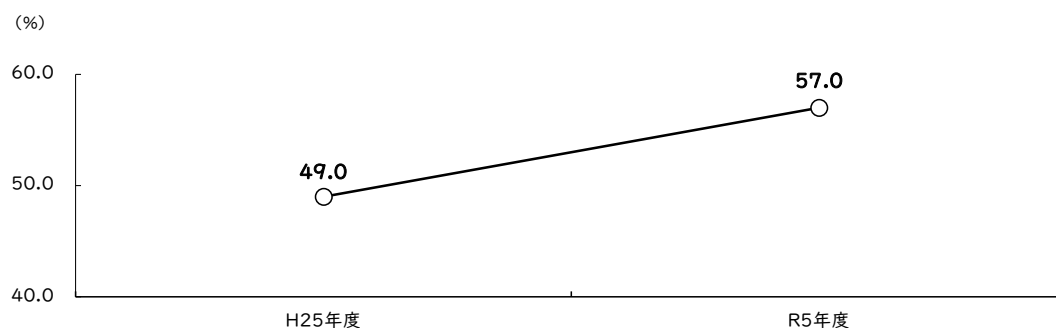


資料:令和5年度障害者が利用する施設へのアンケート調査

※対象事業所のうち「歯科健診はどのくらいの頻度でされていますか。」について「半年に1回」「1年に1回」を回答した割合

- 定期的に歯科受診（健診を含む）をしている障害者・障害児については、図14（再掲）の通り、平成25年度と比較すると増加していますが、令和5年度は6割に満たない状況となっています。障害者・障害児の定期的な歯科受診（健診を含む）が可能となるよう、環境を整えていく必要があります。

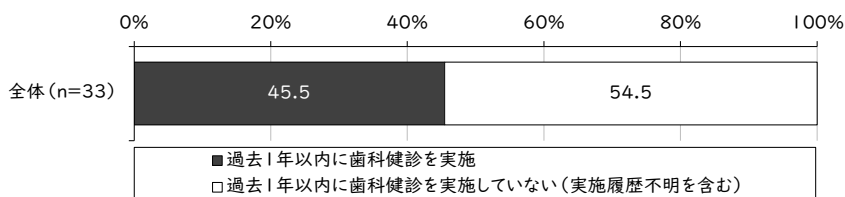
・図14（再掲）:障害のある市民の定期的な歯科受診（治療・健康診査）



資料:東大阪市障害者計画策定に関する調査

○要介護高齢者が利用する施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）での過去1年間の歯科健診実施率は、図33の通り、45.5%となっており、5割に満たない状況です。

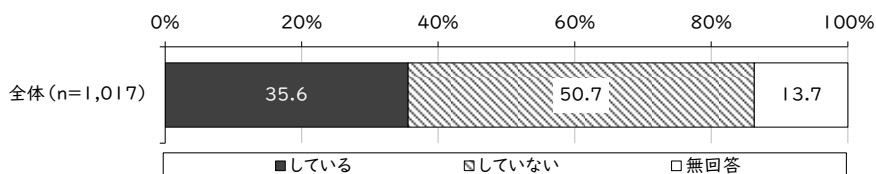
・図33:要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率（令和5年度）



資料:令和5年度要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査
 ※対象事業所のうち「歯科健診はどのくらいの頻度でされていますか。」について「半年に1回」「1年に1回」を回答した割合

○定期的に歯科受診（健診を含む）をしている要介護高齢者については、図34の通り、3割程度となっています。要介護高齢者の定期的な歯科受診（健診を含む）が可能となるよう、環境を整えていく必要があります。

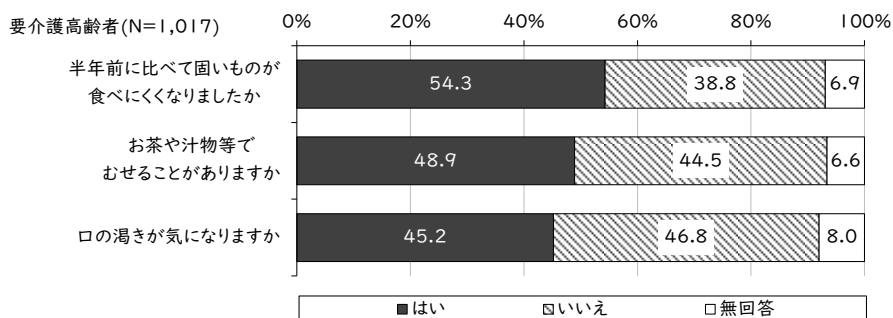
・図34:定期的に歯科受診（健診を含む）をしている要介護高齢者（65歳以上）（令和5年度）



資料:令和5年度在宅介護実態調査
 ※要介護認定を受けている65歳以上の市内居住者を要介護高齢者として集計

○65歳以上の要介護高齢者の口腔内の状態は、図35の通り、「固いものが食べにくい」「お茶や汁物等でむせる」「口が渇く」のいずれの項目においても5割前後となっています。

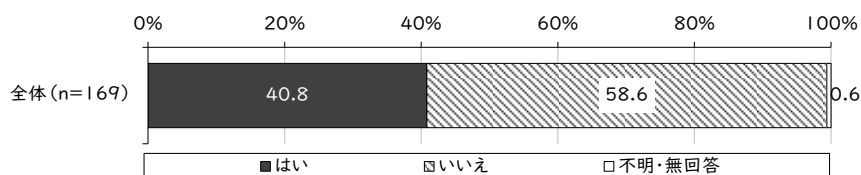
・図35:要介護高齢者の口腔内の状態（65歳以上）（令和5年度）



資料:令和5年度在宅介護実態調査
 ※要介護認定を受けている65歳以上の市内居住者を要介護高齢者として集計

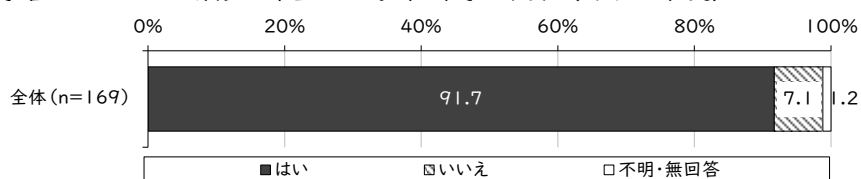
○歯と口の健康管理のための研修を受ける事業所等の割合は、図36の通り、約4割でした。一方で、研修を希望する事業所等の割合は、図37の通り、約9割にのぼります。

・図36:歯と口の健康管理のための研修を受ける事業所等の割合(令和5年度)



資料:令和5年度要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査・令和5年度障害者が利用する施設へのアンケート調査
 ※「入所者の口腔ケアなどについて、貴施設の職員が知識を得る機会がありますか。」について
 「はい」「いいえ」を回答した割合を合算

・図37:歯と口の健康管理のための研修を希望する事業所等の割合(令和5年度)



資料:令和5年度要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査・令和5年度障害者が利用する施設へのアンケート調査
 ※対象事業所のうち「入所者・利用者に対する口腔ケアについて、貴施設の職員が知識を得る機会があればいいと思いますか。」について
 「はい」「いいえ」を回答した割合を合算

●取組みの方針

○障害や要介護の状態により、歯科疾患が進行すると歯科治療がより困難になるため、発症予防・重症化予防が重要です。特に、歯周病は、糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病や、誤嚥性肺炎などとの関連性が指摘されており、全身の健康増進を図る観点からも予防に取り組む必要があることから、本人または介護者による日常的な口腔ケア(セルフケア)や、かかりつけ歯科医などによる定期的な歯科健診の重要性について、啓発を推進します。

○障害者が利用する施設及び要介護高齢者が利用する施設における、歯科健診の拡充を目指します。さらに、研修については、障害者が利用する施設及び要介護高齢者が利用する施設まで対象を広げ、障害や要介護の状態に応じた口腔ケアや口腔機能の維持向上のための研修を実施し、施設における歯と口の健康管理の取組みを支援します。

○障害者・障害児及び要介護高齢者が受診困難な状況とならないよう、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」や、車椅子で通える医療機関、往診のできる医療機関の情報等を、市政だよりやホームページなどで周知します。

○障害者・障害児及び要介護高齢者が、住み慣れた地域で、歯科健診や歯科保健指導、歯科医療や介護者による口腔ケアなどを受けることができるよう、地域における歯科と保健医療福祉等の関係者との連携体制の推進を図ります。

○在宅で生活する、定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者について、歯科口腔保健の実態の把握に努め、その状況に応じた適切な歯科口腔保健を推進します。

○障害者・障害児や要介護高齢者の歯科に関するデータを分析し、必要に応じて事業の見直しなどを検討します。また、国や大阪府、他の地方自治体等の、障害者・障害児や要介護高齢者の歯と口の健康づくりに関する動向や好事例の把握に努め、関係機関や庁内関係部署との連携を強化し、歯と口の健康づくりを推進します。

●市民が取り組むこと

- 家庭や施設において、それぞれの状態に応じた口腔ケアを行い、むし歯や歯周病の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上に努めます。
- かかりつけ歯科医を持ちます。
- 家族や介護者、施設職員等は、口腔ケアや定期的な歯科健診の重要性を理解します。
- 家族や介護者、施設職員等は、口腔ケアや口腔機能の向上に関する正しい知識を持って、歯と口の健康管理をサポートします。

●目標

	指標	現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
17	障害者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	23.7% (令和5年度)	30.0%	障害者が利用する施設へのアンケート調査
18	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	45.5% (令和5年度)	60.0%	要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査
19	歯と口の健康管理のための研修を受ける事業所等の割合	40.8% (令和5年度)	50.0%	障害者及び要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査

3. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

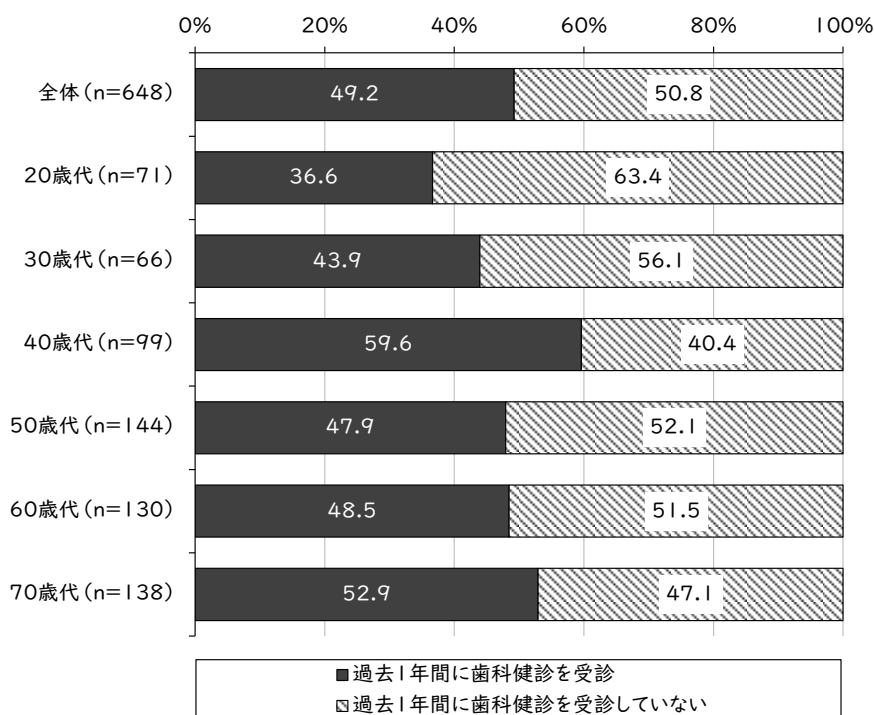
●特徴

- 市民が、それぞれのライフコースに沿った歯と口の健康づくりに取り組むことができるよう、家庭や行政、教育機関や医療機関、関係機関や関係団体、企業、医療保険者などが、それぞれの立場で有機的な連携・協働を図り、例えば定期的に歯科健診を受診することのできる環境を整備するなど、市民の歯と口の健康づくりの支援をしていく必要があります。
- 高校卒業後は、歯科健診を受診する機会が減ってしまうため、気づかないままむし歯や歯周病が進行してしまいます。生涯を通じて歯科健診を受診し、定期的に自身の歯と口の状態を把握することで、歯科疾患の発症予防・重症化予防や口腔機能の維持・向上を図ることが大切です。また、定期的に自身の歯と口の健康状態を把握することで、歯科医療機関への受療に適切につながることも期待されます。
- 妊娠中は、妊娠による身体的変化やホルモンバランス、生活習慣の変化などにより、むし歯や歯周病のリスクが増加します。妊婦の歯周病は、早産や低体重児出産のリスクを高める可能性があることから、安定期には妊婦歯科健康診査を受診し、歯周病の発症予防・重症化予防を行うことが大切です。
- フッ化物の応用（フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口など）は、むし歯予防効果が数多く示され、安全性などの観点からも推奨されており、特に小児期に効果が期待されます。

●現状と課題

- 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合（20歳以上）は、図38の通り、49.2%でした。若い世代ほど受診率が低くなっています。

・図38:過去1年間に歯科健診を受診した者の割合（20歳以上）（令和5年度）

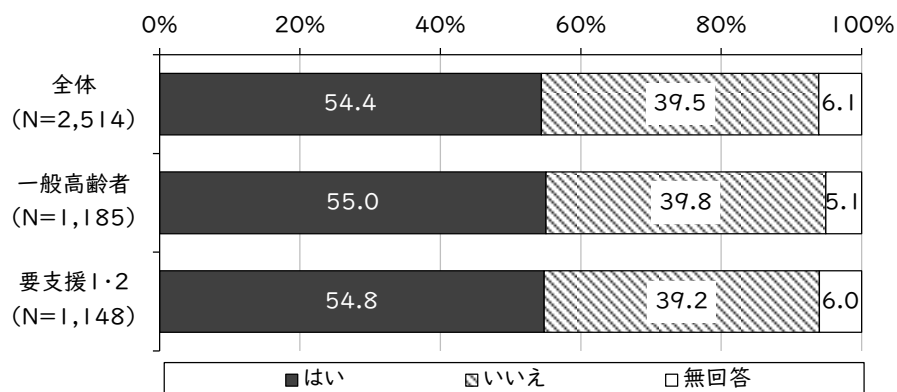


資料：令和5年度健康トライ21市民アンケート

※「あなたは、定期的に歯科健診を受診されていますか。」について「はい（半年に1回）」「はい（1年に1回）」を回答した者を「過去1年間に歯科健診を受診」として集計

○定期的に歯科受診（健診を含む）をしている一般高齢者の割合は、図39の通り、54.4%でした。

・図39:定期的に歯科受診（健診を含む）をしている一般高齢者（65歳以上）（令和5年度）



資料: 令和5年度東大阪市高齢者保健福祉に関するアンケート調査

○本市の成人歯科健康診査は、平成27年度から、満30歳、満35歳の市民まで対象を拡大し、若い世代から成人歯科健康診査を受けることができるようになりましたが、表2の通り、若い世代の受診率は低くなっています。なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、全体的に受診率が下がっていると考えられます。

・表2: 東大阪市成人歯科健康診査の受診状況

単位: 人: 受診者数 (%: 受診率)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30歳				150(2.8)	118(2.2)	104(2.0)	80(1.6)	101(2.1)	70(1.4)	73(1.5)	86(1.7)
35歳				172(3.0)	140(2.5)	135(2.6)	140(2.6)	120(2.3)	100(1.9)	109(2.2)	106(2.2)
40歳	508(5.8)	440(5.0)	442(5.2)	454(5.6)	365(5.1)	348(5.3)	350(5.8)	302(5.4)	217(3.9)	174(3.4)	140(2.6)
45歳	222(2.8)	199(2.5)	217(2.6)	300(3.6)	278(3.3)	247(2.9)	305(3.7)	253(3.2)	185(2.6)	208(3.2)	172(2.8)
50歳	218(3.4)	238(3.8)	228(3.6)	277(3.9)	223(3.2)	309(4.8)	325(4.0)	291(3.5)	274(3.2)	260(3.0)	281(3.2)
55歳	167(3.3)	205(4.1)	216(4.0)	215(3.9)	245(4.4)	258(4.4)	287(4.5)	278(4.0)	250(3.6)	201(3.1)	273(3.5)
60歳	289(4.8)	269(4.5)	283(4.9)	265(5.0)	238(4.8)	239(4.9)	290(5.5)	261(4.9)	239(4.4)	224(3.9)	261(4.3)
65歳	449(4.7)	459(4.8)	426(4.7)	432(5.2)	422(5.7)	357(5.6)	299(5.4)	294(5.7)	228(4.7)	220(4.7)	236(5.0)
70歳	524(7.4)	508(7.2)	428(5.7)	411(6.4)	463(9.4)	641(9.2)	635(7.5)	566(7.3)	357(5.2)	402(6.7)	320(6.0)
75歳	445(7.4)	351(5.8)	380(7.3)	495(8.8)	575(8.6)	564(7.7)					
80歳	242(6.2)	175(4.5)	202(5.1)	261(6.1)	351(7.2)	332(6.8)					

資料: 東大阪市成人歯科健康診査

○本市の妊婦歯科健康診査の受診率は、表3の通り年々増加していますが、約3割程度となっています。

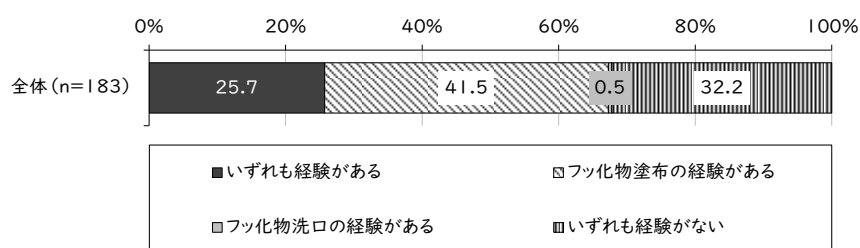
・表3：東大阪市妊婦歯科健康診査の受診状況

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	3,646	3,500	3,358	3,263	3,127	3,215
受診者数(人)	765	810	888	847	945	1,000
受診率(%)	21.0	23.1	26.4	26.0	30.2	31.1

資料：東大阪市妊婦歯科健康診査

○15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合は、図40の通り、7割に満たない状況です。

・図40：15歳未満でフッ化物応用の経験がある者（令和5年度）



資料：令和5年度健康トライ21市民アンケート

●取組みの方針

○かかりつけ歯科医などで定期的に歯科健診を受診し、その後適切な歯科保健指導を受け、生涯にわたって主体的に歯と口の健康づくりに努めるよう、普及啓発に取り組めます。

○本市の成人歯科健康診査について、市政だよりやホームページなどにおける情報提供の機会や内容の充実に取り組む、受診率の向上を目指します。特に、働く世代の受診につながるよう、公民連携を活用した啓発や、商工会議所や企業への出前講座などに取り組めます。さらに、成人歯科健康診査の機会の充実に努めます。

○本市の妊婦歯科健康診査について、市政だよりなどの広報の充実に加え、母子健康手帳交付時などの機会をとらえた個別の受診勧奨などにより、受診率の向上を目指します。

○フッ化物は、むし歯予防に効果があることから、フッ化物配合歯磨剤の適切な使用や歯科医療機関での定期的なフッ化物歯面塗布の重要性などについて、関係機関と連携し、保護者へ普及啓発を行います。

○本市の幼児歯科健康診査や学校歯科健康診断、成人歯科健康診査や妊婦歯科健康診査、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している後期高齢者医療歯科健康診査等の結果などを分析し、必要に応じて取組みの見直しなどを検討します。また、国や大阪府、他の地方自治体等の歯と口の健康づくりに関する動向や好事例などの把握に努め、関係機関や庁内関係部署等との連携を強化し、地域の特性に合わせた歯と口の健康づくりを推進します。

●市民が取り組むこと

○本市の成人歯科健康診査や、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している後期高齢者医療歯科健康診査などの機会を利用するなどして、定期的に歯科健診を受診し、生涯を通じて歯と口の健康づくりに取り組めます。

○本市の妊婦歯科健康診査を利用し、歯周病などの発症予防・重症化予防に努めます。

○フッ化物を利用して、子どものむし歯を予防します。

●目標

指標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
20	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合(20歳以上)	49.2% (令和5年度)	80.0%	健康トライ21 市民アンケート
21	妊婦歯科健康診査を受診した者の割合	31.1% (令和4年度)	35.0%	東大阪市 妊婦歯科健康診査
22	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合	67.8% (令和5年度)	70.0%	健康トライ21 市民アンケート

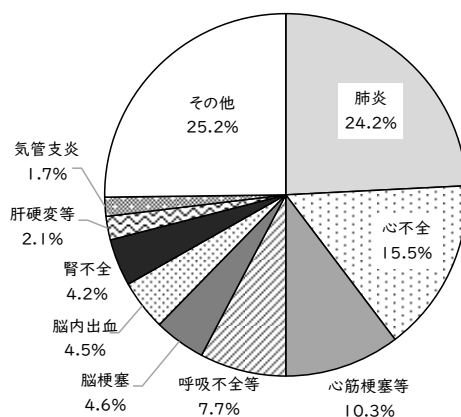
第5章 その他歯科口腔保健の推進に関する事項

1. 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

●現状と課題

- 本市では、生駒断層帯地震や南海トラフ地震などの震災被害が想定されており、これらの災害が発生した際には、市民に多数の傷病者や避難住民が発生することが予想されます。
- 災害発生時には、避難生活で、十分な栄養や睡眠がとれず体力が低下し、災害によって引き起こされるストレスで、免疫力が低下します。さらに、飲料水の不足などにより、十分に歯と口の清掃を行うことができず、口の中の細菌が増えやすくなります。特に、高齢者においては、口の中で増えた細菌が誤って気管に流れ込んでしまい、肺の中で細菌が増殖することで、誤嚥性肺炎などの発症リスクが高まります。
- 1995年の阪神・淡路大震災では、図41の通り、災害関連死（地震が直接の原因ではない死）のうち、肺炎が約4分の1を占めていました。その多くが、誤嚥性肺炎と考えられており、震災時の口腔ケアの重要性が明らかとなりました。

・図41：阪神・淡路大震災 関連死死因別割合



資料：阪神・淡路大震災 関連死死因別割合
2004年5月14日付 神戸新聞記事より作成

- 本市においては、平成28年に、東大阪市東・西歯科医師会と、東大阪市地域防災計画に基づく「災害発生時における歯科医療救助に関する協定書」を締結し、防災訓練を行いました。これにより、救護所における歯科診療や処置、口腔ケアなどの支援体制を整備しています。
- 災害発生時の二次的な健康被害を予防するため、平時から、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発に努める必要があります。

●取組みの方針

- 災害時における歯科口腔保健の重要性や、非常持ち出し袋への口腔ケア用品（歯ブラシ、義歯（入れ歯）、義歯（入れ歯）の保管ケース等）の準備の必要性などについて、関係団体と連携し、普及啓発します。
- 歯磨きができない場合でも食後に少量の水等でうがいをすることや、水が少ないときの歯磨きの仕方など、災害時の口腔ケアの方法について、イベント等の機会に広く市民へ情報提供します。
- 歯科医師会をはじめとする関係団体との協力体制を強化するとともに、庁内関係部署間での連携を推進し、災害時における市民の生命及び健康を確保する体制をより強固なものとしていきます。

2. 休日等の歯科診療に関する事項

●現状と課題

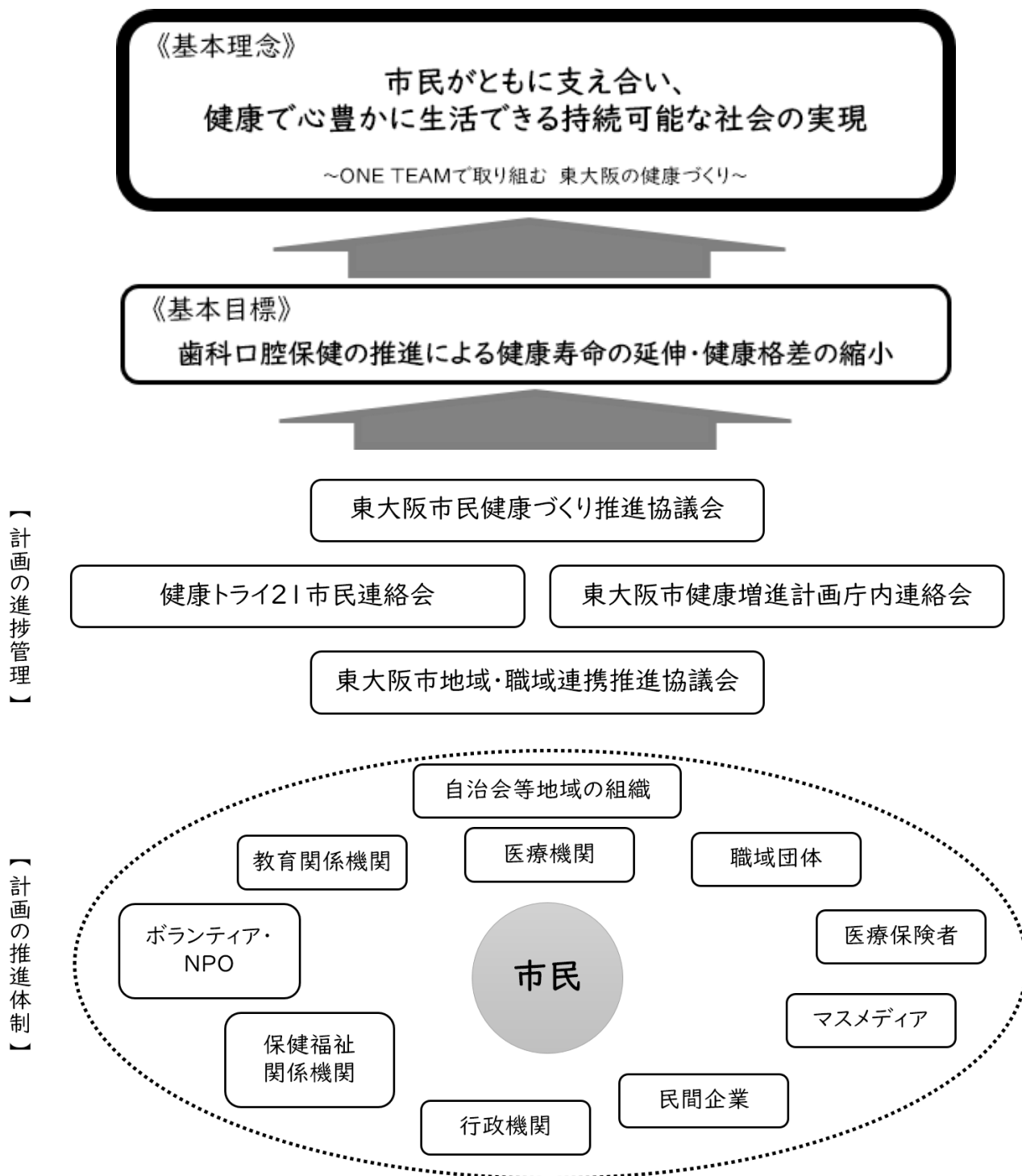
- 休日に、歯が急に痛くなるなどの急病が発症した場合、歯科医療機関にかかることができないことがあります。
- 本市では、東大阪市休日急病診療所において、他の歯科医療機関が診察していない時間帯(日祝日、年末年始)に、応急的な診療を受けることができる体制を整備しています。
- 東大阪市休日急病診療所における歯科診療の需要は、減少傾向にあります。

●取組みの方針

- 休日等の歯科診療を必要とする市民のため、今後の実施体制について検討しながら、引き続き、東大阪市東・西歯科医師会と連携し、診療を実施していきます。

第6章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが生涯にわたる歯や口の健康づくりを实践できるよう、市民や地域、行政や企業、教育機関や医療機関、関係団体や関係機関、医療保険者などが複合的に連携し、協働で取り組みを行います。また、「東大阪市民健康づくり推進協議会」において、計画の進捗状況を管理し、取り組みの状況や目標の達成状況などの評価を行うとともに、適宜、計画の見直しなどの必要な提言を行います。



資料編

資料 1. 執行機関の附属機関に関する条例

執行機関の附属機関に関する条例

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがあるもののほか、本市が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第1条関係）（抄）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	東大阪市民健康づくり推進協議会	健康づくりの総合的な推進及び健康づくりに係る計画についての審議に関する事務

附 則（抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 2. 東大阪市民健康づくり推進協議会規則

東大阪市民健康づくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）第2条の規定に基づき、東大阪市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市内の健康づくり関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の協議会の招集及び会長が選出されるまでの間における協議会の運営は、市長が行う。

資料 3. 東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

委員名		団体・役職名	
新崎	国広	ふくしと教育の実践研究所 SOLA	主宰
太田	淑美	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	理事
奥田	宗義	一般社団法人 東大阪市西歯科医師会	会長
粕谷	徳雅	一般社団法人 東大阪市布施薬剤師会	会長
門之園	裕子	大阪府助産師会（東大阪班）	会計
川脇	正子	東大阪市自治協議会	監査
五島	淳	一般社団法人 枚岡医師会	会長
小森	喜久治	東大阪市老人クラブ連合会	副会長
佐堀	彰彦	一般社団法人 河内医師会	会長
塩崎	茜	東大阪労働団体連絡協議会	委員
清水	馨	東大阪市青少年指導員協議会	会長
住山	仁美	NPO 法人 東大阪エイボ ランタリーネットワーク	理事長
内藤	義彦	武庫川女子大学	教授
中尾	武志	東大阪市PTA協議会	副会長
中尾	佳英	河内薬剤師会	副会長
成林	能理子	東大阪市スポーツ推進委員協議会	副会長
西尾	直樹	東大阪市意岐部地域人権協会	会長
野口	壮一	枚岡薬剤師会	会長
橋本	孝	一般社団法人 東大阪市東歯科医師会	会長
平松	久典	一般社団法人 布施医師会	会長
本多	佳代	東大阪市こころの健康推進連絡協議会	委員
松浦	康之	公募委員	
向井	容子	東大阪地域活動栄養士会	会長
山口	波留美	東大阪市食生活改善推進協議会	会長
山路	滋子	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会	副会長 西第二地区会長
由井	直子	東大阪商工会議所	副会頭
吉川	澄子	公募委員	

委嘱期間

令和5年9月1日～令和7年8月31日 27名(50音順)

資料 4. 東大阪市健康増進計画「健康トライ 21(第2次)」東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のための調査(健康トライ21市民アンケート)

東大阪市健康増進計画「健康トライ 21(第2次)」
東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」
最終評価及び次期計画策定のための調査

【調査についてのお願い】

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、健康で生きがいのある人生を送ることは、私たち皆の願いです。健康づくりは、市民の皆さまひとりひとりが主体的に取り組むとともに、社会全体が個人の健康づくりを支援していくことが大切です。

このため東大阪市では、平成25年3月に東大阪市健康増進計画「健康トライ21(第2次)」、平成26年3月に東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」を策定し、推進に努めてまいりました。このたび「健康トライ21(第2次)」、「歯っぴいトライ」の最終評価及び次期計画策定を行うために、市民の皆さまの健康づくりに関する実態について調査をすることになりました。

この調査は、本市にお住まいの満20歳以上の方、約 2,000 人を無作為に選ばせていただいております。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、個人の秘密が他人に漏れたり、ご迷惑をおかけすることはございません。

どうぞ、あなたのご意見等を率直にご回答くださいますよう重ねてお願いいたします。

令和5年7月

東大阪市長 野田 義和

ご回答についてのお願い【回答期限:令和5年8月2日(水)】

- 宛名にあるご本人がご回答ください。
- 回答は、①調査票の返送又は②電子申請何れかの方法で行ってください。
①調査票の返送で回答の場合
1)ご記入は、濃い鉛筆または黒ボールペンでお願いします。
2)ご回答は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。
3)ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて回答期限までに郵便ポストに投函してください。
4)調査票や返信用封筒には、住所や氏名を記入していただく必要はありません。
②電子申請で回答の場合
1)右の QR コードを読み込んで、画面の内容に従ってご回答ください。
(調査票の返信は不要です。)
- 調査についてご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕 東大阪市 保健所健康づくり課 計画担当

電 話 072-960-3802(平日9時～17時30分)

F A X 072-970-5821

電子申請
回答用
QR コード
※ 回答に
要する時間は
3分程度です。



1 回答者ご自身のことについておたずねします。

問 1 性別に○印をつけてください。(○はひとつ)

- ① 男性 ② 女性 ③ どちらともいえない、または答えたくない

問 2 年齢はおいくつですか。(○はひとつ)

- ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代 ⑥ 70代

問 3 職業は、次のどれにあたりますか。(○はひとつ)

- ① 会社員 ② 自営業 ③ 学生 ④ 家事従事者 ⑤ その他の有業者(パート・アルバイト)
⑥ 無職(学生・家事従事者以外)

問 4 身長・体重をご記入ください。 身長()cm 体重()kg

2 食生活についておたずねします。

問 5 あなたは、果物をどのくらいの頻度で食べていますか。(○はひとつ)

- ① ほとんど毎日 ② 週4～5回 ③ 週2～3回 ④ 週1回または食べない

問 6 あなたの食生活について、以下のうち当てはまる項目すべてに○をつけてください。

- ①漬物、梅干、つくだ煮のどれかを、ほぼ毎日食べる。
②味噌汁、すまし汁、スープなどを1日2回以上飲む。
③塩鮭、アジの開き、みりん干し、ちりめんじゃこ、たらこ、いくらなど塩干物のどれかをほぼ毎日食べる。
④ハムやソーセージ、ちくわ、かまぼこなど加工品のどれかを、ほぼ毎日食べる。
⑤どんぶり物、寿司、炊き込みご飯などのどれかを、週1回以上食べる。
⑥うどん、そば、ラーメンなどのめん類の汁を、半分以上飲む。
⑦食卓でしょうゆやソースをかけることが、ほぼ毎日ある。
⑧外食や、市販弁当、市販総菜などを、ほぼ毎日利用している。 ⑨あてはまるものはない。

3 休養・こころの健康づくりについて、おたずねします。

問 7 あなたは、睡眠で休養が充分とれていますか。(○はひとつ)

- ① 充分とれている ② まあまあとれている ③ あまりとれていない ④ ほとんどとれていない

問 8 ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。(○はひとつ)

- ① 5時間未満 ② 5時間以上6時間未満 ③ 6時間以上7時間未満 ④ 7時間以上8時間未満
⑤ 8時間以上9時間未満 ⑥ 9時間以上

問 9 「うつ」と感じたことや、「うつ病」と診断されたことがありますか。(○はひとつ)

- ①いいえ ②「うつ」かもしれないと感じたことがある ③「うつ病」と診断されたことがある

問 10 気持ちがしんどい時に、相談しようと思う人や機関はどれですか。(複数回答可)

- ①相談しようとは思わない ②家族 ③友人 ④職場の同僚や上司 ⑤学校の先生
⑥こころの専用ダイヤル等の電話相談 ⑦SNSでの無料相談 ⑧保健センター ⑨医療機関
⑩その他()

問 11 ゲートキーパーという言葉を知っていますか。(○はひとつ)

- ① 知らない ② 聞いたことはあるが意味はよく分からない ③ 知っている

※ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

4 歯・口腔の健康づくりについて、おたずねします。

問 12 かんで食べるときの状態について、あてはまる番号を一つ選んで○印をつけてください。

- ① 何でもかんで食べることができる。
② 一部かめない食べ物がある。
③ かめない食べ物が多い
④ かんで食べることはできない

問 13 あなたは、以下の症状がありますか。あてはまる番号を一つ選んで○印をつけてください。

- 1) 歯ぐきが、はれている ① いつも ② ときどき ③ はれていない
2) 歯をみがいた時に血が出る ① いつも ② ときどき ③ 出たことはない

問 14 あなたは、定期的に歯科健診を受診されていますか。また、「①はい」と答えた方は、その頻度を一つ選んで○印をつけてください。

- ① はい(半年に1回 ・ 1年に1回 ・ 2～3年に1回) ② いいえ

問 15 あなたは、この1年間に、専門家による口腔ケア(歯面の清掃、歯石の除去、入歯の調整など)を受けましたか。※むし歯の治療などの際に、併せて受けた口腔ケアも含みます。

- ① はい ② いいえ

問 16 現在、1歳から14歳までのお子様がいらっしゃいますか。

- ① はい ② いいえ

問 17 問16で「①はい」と答えた方にお聞きします。

お子様(現在1歳から14歳まで)は、フッ化物塗布又はフッ化物洗口(※)の経験がありますか。すべてのお子様(現在1歳から14歳まで)の年齢と、それぞれの経験の有無を選んで、○印をつけてください。

	現在のお子様の年齢	フッ化物塗布の経験	フッ化物洗口の経験
1人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
2人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
3人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
4人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
5人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い

※フッ化物塗布:1歳頃からフッ化物を含む薬剤を歯の表面に塗布するむし歯予防法です。歯科診療所などで歯科医師又は歯科衛生士が実施します。

フッ化物洗口:4歳頃からフッ化ナトリウム水溶液でブクブクうがいをするむし歯予防法です。歯科医師の指示の下、保育園・幼稚園・小中学校などで実施されたり、かかりつけ歯科医の指導を受け、家庭で実施する方法などがあります。

5 たばこについて、おたずねします。

問 18 あなたは、この1か月間に自分以外の人が吸っていた、たばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。次のアからオの質問について、あてはまるところを選んで、○印をつけてください。

	①ほぼ毎日	②週に数回	3週に1回	4月に1回	5全くなかった	6行かなかった
ア 家庭						
イ 職場						
ウ 飲食店						
エ 遊技場 (ゲームセンター、パチンコ、競馬場など)						
オ 公共交通機関 (駅、バス停など ※周辺を含む)						
カ 屋外 (公園、路上など ※オを除く)						

6 がん検診(※)についておたずねします。※市のがん検診の他、人間ドック、職場検診等を含めて回答してください。

問 19 あなたは、がん検診を定期的に受けていますか。(○はひとつ)

① 受けている

② 受けていない

※問 19で① 受けている と回答された方におたずねします。

問 19-1 受けているがん検診に○をつけてください。(複数回答可)

① 肺がん ② 胃がん ③ 大腸がん ④ 乳がん ⑤ 子宮がん ⑥ その他()

※問 19で② 受けていない と回答された方におたずねします。◀

問 19-2 がん検診を受けない理由を教えてください。(複数回答可)

① 受ける時間が無いから ② 「がん」だと分かるのが怖いから ③ 経済的に負担だから

④ 健康状態に自信があるから ⑤ 受け方が分からないから ⑥ 検査が苦痛だから

⑦ 心配な時はいつでも医療機関を受診できるから

⑧ その他()

7 新型コロナウイルス感染症蔓延の影響について、おたずねします。

問 20 新型コロナウイルス感染症蔓延により、今もあなたの生活に影響があるものについて、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

① 人とのつながりの希薄化 ② 運動量の低下 ③ 気分の落ち込み ④ 食生活の乱れ

⑤ 生活リズムの乱れ ⑥ むし歯の増加 ⑦ 体重増加 ⑧ 検(健)診受診控え

⑨ その他() ⑩ 影響はない

アンケートは以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

資料 5. 東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査（障害者が利用する施設へのアンケート調査）

東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」 最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査

【調査についてのお願い】

日頃から、東大阪市保健行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、東大阪市では、市民の皆さまがいつまでも健康な歯や口腔を維持され、食事や会話を楽しみ、豊かな人生を送られることを願い、平成26年3月に東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」を策定し、推進に努めてまいりました。

このたび「歯っぴいトライ」の最終評価及び次期計画策定を行うために、障害者が利用する施設における歯科口腔保健に関する実態について、アンケート調査を実施することになりました。

この調査は、障害者が利用する施設の中から、生活介護（通所）、就労継続支援 B 型（通所）、障害者支援施設（施設入所支援（入所））、共同生活援助（グループホーム）（入所）に送付させていただいております。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、貴施設のご意見が他人に漏れたり、ご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

令和5年7月

東大阪市 健康部 保健所 健康づくり課

ご回答についてのお願い

1. ご回答は、1施設につき1回限りでお願いします。複数の施設をお持ちの場合には、各施設につきそれぞれ1回限りのご回答をお願いします。
2. ご回答は、令和5年8月2日（水）までに、下記2つのいずれかの方法でお願いします。

(1) オンラインで回答いただく場合

右の QR コードまたは下記の URL から、東大阪市電子申請システムにアクセスしていただき、回答してください。



URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/5e105d1d-1fe2-4cf1-a808-bc64c6f0b931/start>

(2) メールで回答いただく場合

ご記入いただいた調査票をメールに添付の上、メール本文に記載のメールアドレス shika-survey@city.higashiosaka.lg.jp に返信してください。

3. ご回答は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。
4. ご回答についてお問い合わせさせていただく場合があります。
5. 調査についてご質問などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕 東大阪市 保健所健康づくり課 計画担当

電話 072-960-3802（平日9時～17時30分）

FAX 072-970-5821

- ① 生活介護（通所）
- ② 就労継続支援 B 型（通所）
- ③ 障害者支援施設（施設入所支援（入所））
- ④ 共同生活援助（グループホーム）（入所）

① 10人以下 ②11人以上50人以下 ③51人以上100人以下 ④101人以上

① 身体 () 人 ② 知的 () 人 ③ 精神 () 人 ④ 難病 () 人
⑤ その他 () 人

① はい ② いいえ

問5、問4で「①はい」と答えた施設にお聞きします。

① 半年に1回 ② 1年に1回 ③ 2～3年に1回

① はい ② いいえ

施設としては行っていないが、利用者が個別で定期的な歯科健診を受けているか把握されていますか。

① はい ② いいえ

- ① すべての利用者に対し、施設職員が行っている
- ② 配慮が必要な場合は、施設職員が行っている
- ③ 利用者本人が行っている
- ④ その他（ ）

問8、問7で「①すべての利用者に対し、施設職員が行っている」または「②配慮が必要な場合は、施設職員が行っている」と答えた施設にお聞きします。

① 1日3回以上 ②1日2回 ③1日1回 ④その他()

問8-2、貴施設では、どのような口腔ケアを行っていますか。(複数回答可)

- ① 歯ブラシを使って磨く
- ② 歯間ブラシやデンタルフロス(糸ようじなど)などの補助清掃用具を使って清掃する
- ③ スポンジブラシや舌ブラシを使って粘膜や舌を清掃する
- ④ 口腔乾燥の方に口腔湿潤剤を塗布する
- ⑤ 唾液腺マッサージや嚥下訓練を行う
- ⑥ その他()

問9、貴施設の職員が、利用者の口腔ケアについて知識を得る機会がありますか。

(例 個々に適したブラッシングの方法、歯周病の予防、誤嚥性肺炎の予防など)

- ① ある ② ない

問10、問9で「①ある」と答えた施設にお聞きます。それはどのようにしてですか。

例：研修、施設での歯科健診など

()

問11、利用者に対する口腔ケア(ブラッシングの方法、歯周病の予防、誤嚥性肺炎の予防など)について、貴施設の職員が知識を得る機会があればいいと思いますか。

- ① はい ② いいえ

問12、問11で「①はい」と答えた施設にお聞きます。

歯・口についてどのようなことが聞きたいですか。(複数回答可)

- ① ブラッシングの方法 ② かむこと ③ 飲み込みやむせ ④ 食事について
- ⑤ 歯ぐきのこと ⑥ 口の乾燥 ⑦ 口臭 ⑧ 歯科受診について
- ⑨ その他()

問13、利用者の歯や口の困りごとについて問題と思われることは何ですか。

- 例
- ・病気を理解してみてくれるか心配
 - ・バリアフリーか心配
 - ・歯医者に行きたいが、治療費が心配

()

問14、利用者の歯や口のことで困ったことがあれば教えてください。

- 例
- ・噛むこと、飲み込むことが難しく、食事に困っている
 - ・誤嚥性肺炎を起こしたことがある

()

問15、利用者の歯や口の困りごとについて相談できる場所はありますか。

- ① はい 相談先() ② いいえ

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ、法人名・施設名をご記入ください。

法人名・施設名()

資料 6. 東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査（要介護高齢者が利用する施設へのアンケート調査）

東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」 最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査

【調査についてのお願い】

日頃から、東大阪市保健行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、東大阪市では、市民の皆さまがいつまでも健康な歯や口腔を維持され、食事や会話を楽しみ、豊かな人生を送られることを願い、平成26年3月に東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」を策定し、推進に努めてまいりました。

このたび「歯っぴいトライ」の最終評価及び次期計画策定を行うために、要介護高齢者が利用する施設における歯科口腔保健に関する実態について、アンケート調査を実施することになりました。

この調査は、要介護高齢者が利用する施設の中から、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）、介護老人保健施設、介護医療院に送付させていただいております。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、貴施設のご意見が他人に漏れたり、ご迷惑をおかけすることはございません。

お忙しいところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

令和5年7月

東大阪市 健康部 保健所 健康づくり課

ご回答についてのお願い

1. ご回答は、1施設につき1回限りでお願いします。複数の施設をお持ちの場合には、各施設につきそれぞれ1回限りのご回答をお願いします。
2. ご回答は、令和5年8月2日（水）までに、下記2つのいずれかの方法でお願いします。
 - (1)オンラインで回答いただく場合
右の QR コードまたは下記の URL から、東大阪市電子申請システムにアクセスしていただき、回答してください。
URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/00c862fb-83ab-47f8-8d23-1b98f1758335/start>
 - (2)メールで回答いただく場合
ご記入いただいた調査票をメールに添付の上、メール本文に記載のメールアドレス shika-survey@city.higashiosaka.lg.jp に返信してください。
3. ご回答は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。
4. ご回答についてお問い合わせさせていただく場合があります。
5. 調査についてご質問などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕 東大阪市 保健所健康づくり課 計画担当

電話 072-960-3802（平日9時～17時30分）

FAX 072-970-5821



問1、施設で実施されているサービスの形態を教えてください。

- ① 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む） ②介護老人保健施設 ③介護医療院

問2、施設の入所定員を教えてください。

- ① 50 人未満 ②50 人以上 100 人未満 ③100 人以上 150 人未満 ④150 人以上

問3、施設の入所者の構成および入所者数について教えてください。

- ① 要介護1（ ）人 ②要介護2（ ）人 ③要介護3（ ）人
④ 要介護4（ ）人 ⑤要介護5（ ）人

問4、貴施設として定期的に歯科健診をされていますか。

- ① はい ②いいえ

問5、問4で「①はい」と答えた施設にお聞きます。

問5-1、歯科健診はどのくらいの頻度でされていますか。

- ① 半年に1回 ②1年に1回 ③2～3年に1回

問5-2、歯科健診の際、ブラッシング指導や口の渇きや飲み込みにくさなどに対する指導を受けていますか。

- ① はい ②いいえ

問6、問4で「②いいえ」と答えた施設にお聞きます。

施設としては行っていないが、入所者が個別で定期的な歯科健診を受けているか把握されていますか。

- ① はい ②いいえ

問7、貴施設では、入所者に対する口腔ケアをどのように行っていますか。

- ① すべての入所者に対し、施設職員が行っている
② 配慮が必要な場合は、施設職員が行っている
③ 入所者本人が行っている
④ その他（ ）

問8、問7で「①すべての入所者に対し、施設職員が行っている」または「②配慮が必要な場合は、施設職員が行っている」と答えた施設にお聞きます。

問8-1、貴施設では、入所者に対する口腔ケアをどのくらいの頻度で行っていますか。

- ① 1日3回以上 ②1日2回 ③1日1回 ④その他（ ）

問8-2、貴施設では、どのような口腔ケアを行っていますか。(複数回答可)

- ① 歯ブラシを使って磨く
- ② 歯間ブラシやデンタルフロス(糸ようじなど)などの補助清掃用具を使って清掃する
- ③ スポンジブラシや舌ブラシを使って粘膜や舌を清掃する
- ④ 口腔乾燥の方に口腔湿潤剤を塗布する
- ⑤ 唾液腺マッサージや嚥下訓練を行う
- ⑥ その他()

問9、入所者の口腔ケアなどについて、貴施設の職員が知識を得る機会がありますか。

- ① ある ② ない

問10、問9で「①ある」と答えた施設にお聞きます。それはどのようにしてですか。

例：研修、施設での歯科健診など

()

問11、入所者の口腔ケアなどについて、貴施設の職員が知識を得る機会があればいいと思いますか。

- ① はい ② いいえ

問12、問11で「①はい」と答えた施設にお聞きます。どのようなことが聞きたいですか。(複数回答可)

- ① ブラッシングの方法 ② かむこと ③ 飲み込みやむせ ④ 食事について
- ⑤ 歯ぐきのこと ⑥ 口の乾燥 ⑦ 口臭 ⑧ 歯科受診について
- ⑨ その他()

問13、入所者の歯や口のことで困ったことがあれば教えてください。

- 例
- ・ 噛むこと、飲み込むことが難しく、食事に困っている
 - ・ 誤嚥性肺炎を起こしたことがある

()

問14、入所者の歯や口の困りごとについて相談できる場所はありますか。

- ① はい 相談先() ② いいえ

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ、法人名・施設名をご記入ください。

法人名・施設名()

資料 7. 東大阪市成人歯科健診個人票・3 歳 6 か月児健康診査票

東大阪市成人歯科健診個人票

		健康管理番号(市で記載)				医療機関コード	
フリガナ		SH 年 月 日生				医療機関名・所在地	
氏名		(歳)					
		受診日					
		令和 年 月 日					
住所		東大阪市					
		TEL					
問診		あてはまるところに○をつけ、()内には必要な事項を記入してください。 ○歯みがきは1日何回しますか a. 0回 b. 1回 c. 2回 d. 3回以上 b~dを選んだ方は、1回あたり何分みがきますか () 分 ○歯間ブラシまたはフロスを使っていますか a. 毎日 b. 週1回以上 c. 月1~3回 d. 使っていない ○過去1年間に歯科健診を受診しましたか a. はい b. いいえ ○たばこを吸ったことがありますか a. 現在吸っている b. 昔吸っていた c. 吸ったことがない ○下記の症状がありますか。 歯がしみる 歯ぐきから血が出る 歯ぐきが腫れる 食べ物がよく歯の間に詰まる 口臭がする 食べ物がよくかめない その他 () ○全身の状態であてはまるものはどれですか 糖尿病 関節リウマチ 狭心症 心筋梗塞 脳梗塞 内臓型肥満 妊娠中 その他 ()					

東大阪市 3 歳 6 か月児健康診査票

《あてはまる答えを○印で囲み、必要事項を記入してください》														
栄養・歯科	①三食、規則正しく食べていますか ※食欲はありますか	はい	いいえ	※食欲は <table border="1"><tr><td>よく食べる</td><td>普通</td><td>少食</td><td>むら食いする</td><td>好き嫌いがはげしい</td></tr></table>						よく食べる	普通	少食	むら食いする	好き嫌いがはげしい
	よく食べる	普通	少食	むら食いする	好き嫌いがはげしい									
	②1日のおやつ(飲み物を含む)の 回数は。※よく口にするおやつは	なし	1回	2回	3回以上	だらだら食べる	※よく口にするおやつは							
	③よく飲む飲み物は。 ※その1日の回数・総量は	お茶	お水	牛乳	イオン飲料	ジュース類	その他 ()	〔※お茶・お水を除いて ml × 回 総量 ml〕						
	④寝る前に、食べたり飲んだり (お茶・お水以外) しますか	いいえ	はい (何を)											
	⑤食事や食べ物の中で相談したい ことや気になることがありますか	いいえ	はい ()											
⑥子どもの歯を磨いてあげていますか	はい (毎食後 ・ 就寝前 ・ 時々)				いいえ									

資料 8. 第2次東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ(第2次)」目標値一覧(再掲)

1. 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上

指 標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
1) 乳幼児期				
1	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	3.8% (令和4年度)	0%	3歳6か月児 歯科健康診査
2	3歳児でむし歯のない者の割合	88.2% (令和4年度)	90.0%	3歳6か月児 歯科健康診査
3	毎日仕上げ磨きをする家庭の割合	95.3% (令和4年度)	98.0%	3歳6か月児 歯科健康診査
2) 少年期				
4	12歳児でむし歯のない者の割合	71.6% (令和4年度)	90.0%	大阪府 学校歯科医会統計
5	中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	14.0% (令和4年度)	10.0%	東大阪市立中学校・高等学校の学校歯科健康診断
6	歯科健康管理指導 (実施回数及び対象学年)	2回 幼稚園(年少・年長) こども園(3~5歳児) 小学校2学年・中学校1学年 (義務教育学校を含む) (令和4年度)	4回 幼児・小学校2学年 中学校・高校1学年	教職員課調べ
3) 青年期・壮年期				
7	20歳代~30歳代における 歯肉に炎症所見を有する者の割合	令和6年度 市政世論調査を予定	減少	市政世論調査
8	40歳で未処置歯を有する者の割合	35.7% (令和4年度)	30.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
9	40歳で喪失歯のない者の割合	72.9% (令和4年度)	80.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
10	40歳代における 進行した歯周炎を有する者の割合	64.7% (令和4年度)	45.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
4) 中年期・高齢期				
11	60歳で未処置歯を有する者の割合	22.2% (令和4年度)	10.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
12	60歳代における 進行した歯周炎を有する者の割合	75.1% (令和4年度)	65.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
13	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	73.2% (令和4年度)	80.0%	東大阪市 成人歯科健康診査
14	80歳で20歯以上の 自分の歯を有する者の割合(75~84歳)	59.4% (令和4年度)	80.0%	後期高齢者医療 歯科健康診査
15	50歳代における咀嚼良好者の割合	82.8% (令和5年度)	90.0%	健康トライ21 市民アンケート
16	60歳代における咀嚼良好者の割合	79.2% (令和5年度)	85.0%	健康トライ21 市民アンケート

2. 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

指 標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
17	障害者が利用する施設での 過去1年間の歯科健診実施率	23.7% (令和5年度)	30.0%	障害者が利用する施設への アンケート調査
18	要介護高齢者が利用する施設での 過去1年間の歯科健診実施率	45.5% (令和5年度)	60.0%	要介護高齢者が利用する 施設へのアンケート調査
19	歯と口の健康管理のための研修を受ける 事業所等の割合	40.8% (令和5年度)	50.0%	障害者及び要介護高齢者 が利用する施設への アンケート調査

3. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

指 標		現状値	目標値 (令和16年度)	データソース
20	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合 (20歳以上)	49.2% (令和5年度)	80.0%	健康トライ21 市民アンケート
21	妊婦歯科健康診査を受診した者の割合	31.1% (令和4年度)	35.0%	東大阪市 妊婦歯科健康診査
22	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合	67.8% (令和5年度)	70.0%	健康トライ21 市民アンケート

用語の説明

●医療保険者

医療保険制度の運営、実施主体を指し、健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市町村国保、国民健康保険組合、共済組合等を言います。

●オーラルフレイル

滑舌の低下、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなど、ささいな口腔機能の低下から始まる、心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと。

●健康格差

地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

●口腔機能

咀嚼（噛む）、摂食（食べる）、嚥下（飲み込む）、構音（発音）、唾液の分泌など口が担う機能の総称。

●口腔ケア

本人や介助者が行う口腔清掃に加え、低下した口腔機能に対する機能的なケアも含まれます。口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く器質的口腔ケアと、口腔機能の維持・向上を目的とした機能的口腔ケアがあります。

●誤嚥性肺炎

誤って食物や唾液等が気道から肺に入り、細菌感染等によっておこる肺炎。

●歯間部清掃用器具

歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の清掃をするための補助用具のことです。デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシなどを指します。

●歯垢

歯に付着した細菌が繁殖したかたまり。むし歯や歯周病の原因となるため、ブラッシングで取り除くことが口腔ケアの基本となります。

●水道水フッリデーション

むし歯を予防するために、飲料水中のフッ化物濃度を、歯のフッ素症の流行がなく、むし歯の発生を大きく抑制する適正量（約1ppm）まで調整する方法。

●セルフケア・プロフェッショナルケア

自分自身で行う、歯ブラシによる適切な清掃や、デンタルフロスや歯間ブラシによる歯間部清掃等をセルフケアといいます。歯科医師や歯科衛生士等の専門家によって行われる、歯科健診、歯垢や歯石の除去、フッ化物歯面塗布等をプロフェッショナルケアといいます。

●不正咬合

歯並びや噛み合わせの状態が良くない状態の総称。

●フッ化物応用

歯の質を強化する作用のあるフッ化物を用いたむし歯予防を指し、フッ化物配合歯磨剤の使用やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口が代表的なものです。

●フッ化物歯面塗布

1歳頃からフッ化物を含む薬剤を歯の表面に塗布するむし歯予防法です。歯科診療所などで歯科医師又は歯科衛生士が実施します。

●フッ化物洗口

4歳頃からフッ化ナトリウム水溶液でブクブクうがいをするむし歯予防法です。歯科医師の指示の下、保育園・幼稚園・小中学校などで実施されたり、かかりつけ歯科医の指導を受け、家庭で実施する方法などがあります。

●フッ化物配合歯磨剤

フッ化物を含む歯磨剤です。幼児から高齢者まで生涯を通じて家庭で利用できる身近なフッ化物応用で、世界で最も利用人口が多い方法です。

●未処置歯

むし歯などがあり、治療を要する状態の歯（治療中を含む）のこと。

●8020（ハチマル・ニイマル）

80歳になっても20本以上の自分の歯を有することをいいます。歯が20本以上あれば、ほぼなんでもおいしく食べることができると言われています。

●6024（ロクマル・ニイヨン）

60歳で24本以上の自分の歯を有することをいいます。

第2次東大阪市歯科口腔保健計画

歯っぴいトライ(第2次)

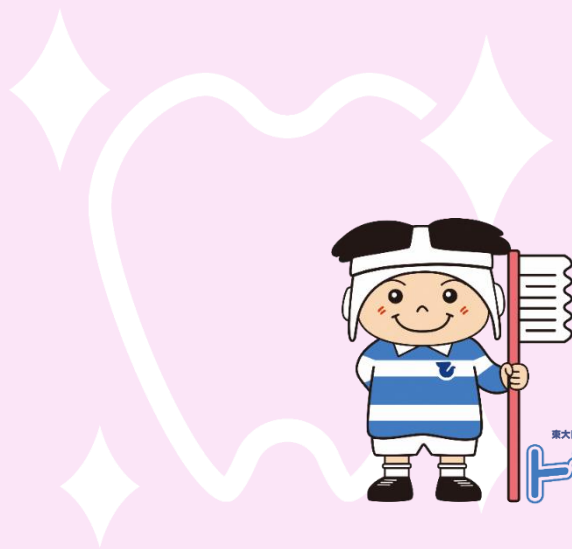
発行：東大阪市健康部保健所

〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300

電話 072(960)3802

FAX 072(970)5821

E-mail kenkodukuri@city.higashiosaka.lg.jp



東大阪市長マスコットキャラクター

トライくん